

## 第3章 次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

### (1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり

#### ア 子育て家庭への支援

##### 現状と課題

核家族化の進行や地域の協力・共同関係が希薄化し、子育てに関して親族や近隣からの援助を受けにくいなど、家庭や地域が本来持っていた養育力が低下したことを背景に、子育ての不安や負担感の増大、子育ての孤立化が問題となってきています。京都市では、この5年間において、新たに「育児支援家庭訪問事業」、「新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)」などの実施による家庭への直接的働きかけや、「ファミリーサポート事業」の推進などによる地域の協力・共同関係の構築など、着実に施策を推進しています。

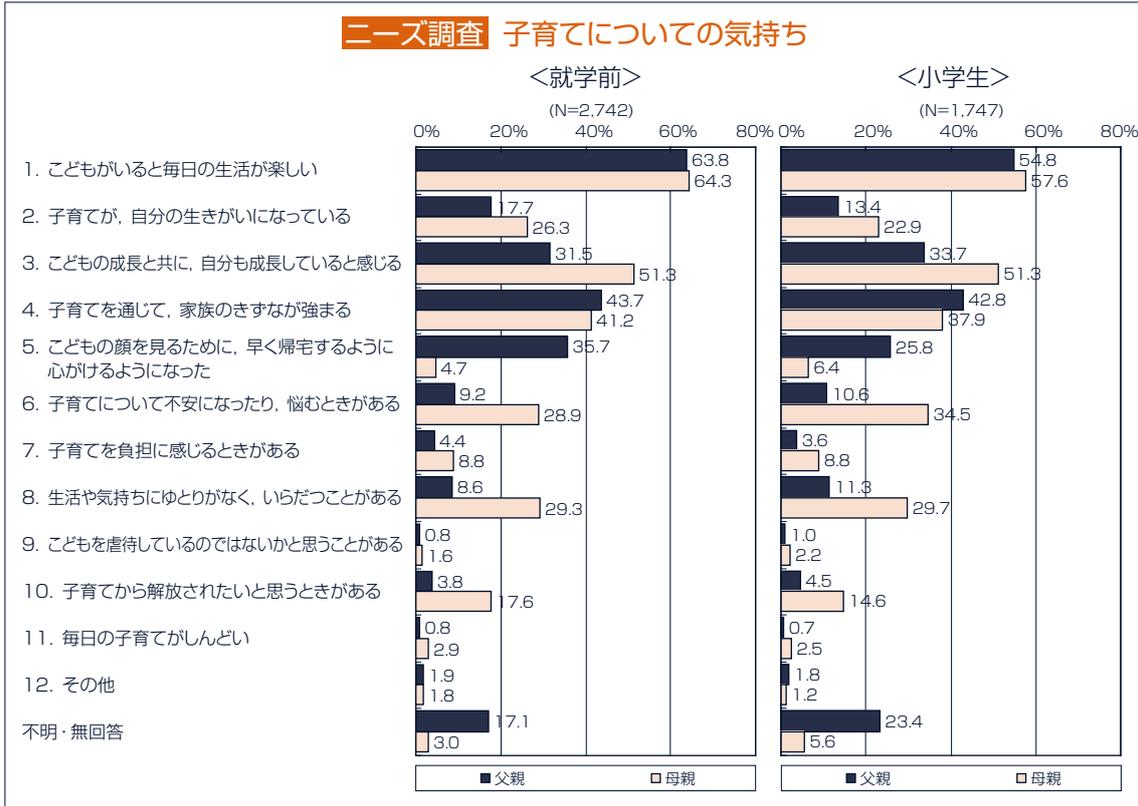
しかし、ニーズ調査によると、「子育てについて不安になったり、悩むときがある」、「子育てを負担に感じるときがある」、「子育てから解放されたいと思うときがある」などの回答が、特に母親から多く寄せられており、この傾向は5年前の調査と変化していない状況です。

また、母親について、子育ての悩みや不安の相談先として「配偶者やパートナー」として回答が、5年前の調査より10ポイント以上減少しており、在宅における子育ての孤立化がより顕著となってきています。乳児期については、在宅での育児が中心となるため、子育てが孤立しがちになるため、子育てに喜びを持たず、過剰に不安を感じ、それが要因となって児童虐待に至る憂慮すべき事態もあるため、この傾向は注視していく必要があります。地域社会の子育て力の回復やワーク・ライフ・バランスの推進なども含めた総合的な取組が必要となっています。

行政施策としては、これまでの家庭訪問事業のより一層の充実と併せて、平成17年度から、地域の空き家などを利用して、在宅で乳幼児を子育てしている保護者などが気軽に集い交流できる子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)を実施していますが、このような施設の一層の拡充が必要となっています。また、併せて、保育所の一時保育事業など一時的な預かり事業の充実も求められています。

ニーズ調査においては、子育ての不安や負担といった消極面が回答される一方で、「こどもがいると、毎日の生活が楽しい」との回答も多く寄せられています。このような子育ての積極面について、これから子育てをしていくこととなる若い世代への啓蒙・啓発も進めていく必要があります。

京都市においては、様々な子育て支援施策を推進しており、それぞれの児童館や保育所、つどいの広場などの子育て支援施設においても、日々熱心な活動がなされています。これらの活動は、子育て当事者の利用や参加が幅広く得られてこそ意義あるものであり、情報や内容をそれぞれの子育て家庭へ正確に伝えることが必要です。最近では、インターネットなどを使いこなす親も増えており、こうした新たな媒体も含めて、リアルタイムな子育て情報の提供のあり方の検討も求められています。



### 施策を展開する今後の方向性

母親の子育ての孤立化を防ぐためには、地域での子育ての支え合いの風土の醸成や「仕事と生活の調和」<sup>ワーク・ライフ・バランス</sup>の推進による父親の子育てへの参加機会の拡大など、父親も含む社会全体で子育てを支え合うシステムの構築が必要です。

当面の喫緊の課題への対応として、乳児のいる家庭を訪問し、母と子の心身の状況の把握と情報提供・助言を行うことが必要であり、こういったシステムの充実を図ります。訪問の結果、継続的な支援が必要な家庭に対しては、各種の機関が相互に連携を図りつつ、当該家庭への支援を継続実施していきます。

また、「一時保育」や「子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）」、「子育て相談」事業など、気軽に利用できる施策の充実を図り、子育ての負担感や孤立感を解消できる方策を検討します。

さらに、早い段階からの親となるための準備や、親として学び育つための支援を行い、親としての自覚を促し、家庭の養育力向上を図ります。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

### **033** 新生児等訪問指導事業（こんには赤ちゃん事業）の実施 **新規（推進中）**

子育ての孤立化を防ぐため、乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスにつなげます。

<保健福祉局>

### 034 育児支援家庭訪問事業の実施

子育てに不安や課題を抱えながら、自ら支援を求めることが困難な家庭など、個別的な子育て支援を必要とする家庭を訪問し、子育ての不安や悩みの相談に応じるとともに、具体的な育児の助言、援助などを行います。

<保健福祉局>

### 035 一時的な預かり事業の推進

保育所における一時保育、ファミリーサポート事業、子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）などの一時的な預かり事業を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇一時保育 再掲(P.93)

◇ファミリーサポート事業 再掲(P.60)

◇乳幼児健康支援デイサービス事業（病後児保育） 再掲(P.124)

◇子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ） 再掲(P.106)

### 036 子育て相談事業の推進

児童福祉センター、こどもみらい館、京（みやこ）あんしんこども館、子ども支援センター、保健センター、保育所、幼稚園、児童館、つどいの広場など、子育て支援機関による相談事業を推進します。

<保健福祉局、教育委員会>

### 037 子育て支援情報の的確な提供

<保健福祉局、教育委員会>

【主な取組】◇出生児宅への出産お祝いレター及び子育て応援パンフレットお届け事業の実施

◇妊娠・出産・育児テキスト「赤ちゃんといっしょ」の配布 **新規（推進中）**

◇親育ち本「すくすく子育てアドバイス!」の発行 **新規（推進中）**

◇インターネット等による子育て支援情報の発信

◇母子健康手帳記載内容の充実 **新規**

◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲(P.113)

◇すくすく子育て情報発信事業の実施

◇子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」における相談・情報提供 再掲(P.123)

◇各種母子保健事業や子育て支援事業における情報提供

### 038 親になるための準備、親として学び育つための支援

出産まで子どもと触れ合う体験が少ない親が増加している中、事前に子育てに関する体験や知識を学ぶことができるような取組を進めます。

また、親自身や妊娠期の夫婦が、親としての心構えや知識、技術等を学ぶとともに、親自身が自覚を持って子どもと向き合い、学び育つことのできる環境をつくります。

<保健福祉局、教育委員会>

【主な取組】◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の策定・実践 **新規** 再掲(P.136)

◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲(P.113)

◇思春期の性と母子保健教育の推進 再掲(P.110)

◇中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実 再掲(P.153)

## イ 子育てを支え合える地域社会づくり

### 現状と課題

在宅での子育てが中心となる乳幼児期については、親子と地域の住民が気軽に交流できる機会が重要であり、地域が持つ子育て支援力を回復させ、子育て家庭にとって「身近な地域」を機軸とした子育て支援活動の展開を図ることが必要です。

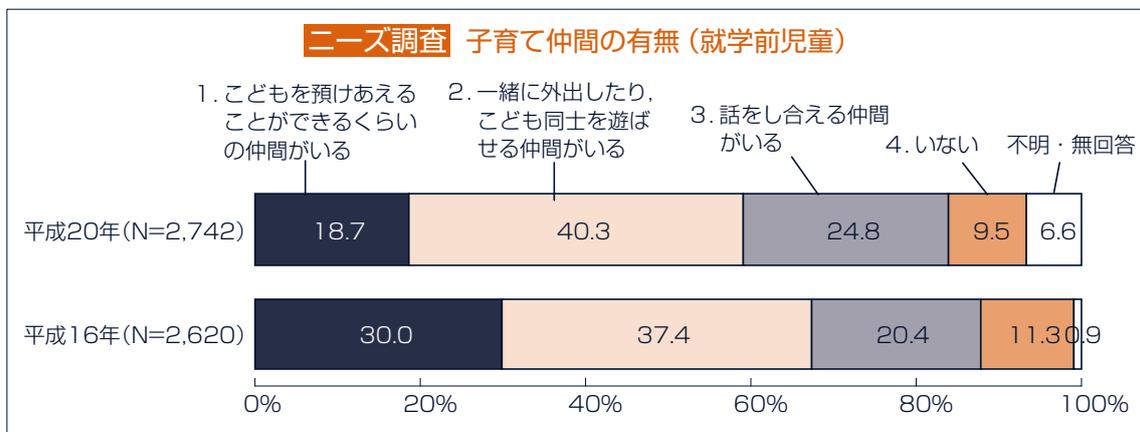
現在、地域においては、社会福祉協議会、民生児童委員会、人づくり21世紀委員会、その他多くの地域団体が子どもたちのために日夜の活動を行っていますが、これらの団体の活動を核として、より広範な市民が子育て支援に参画できるよう一層の取組が必要です。

ニーズ調査では、子育て仲間について「こどもを預けあえることができるくらいの仲間がいる」とした回答が減少しており、互いに緊密な関係を持つ子育て仲間が減ってきています。

また、地域に期待することとしては、「身近な問題について、親同士で相談や話し合いができること」も多くなっており、子育てサークルなど自主的な活動への参加についても、「現在参加している」と「現在参加していないが、今後機会があれば参加したい」を合わせると約50%となっており、多くの子育て家庭が、地域とのつながりや仲間とのつながりを望んでいることがうかがえます。

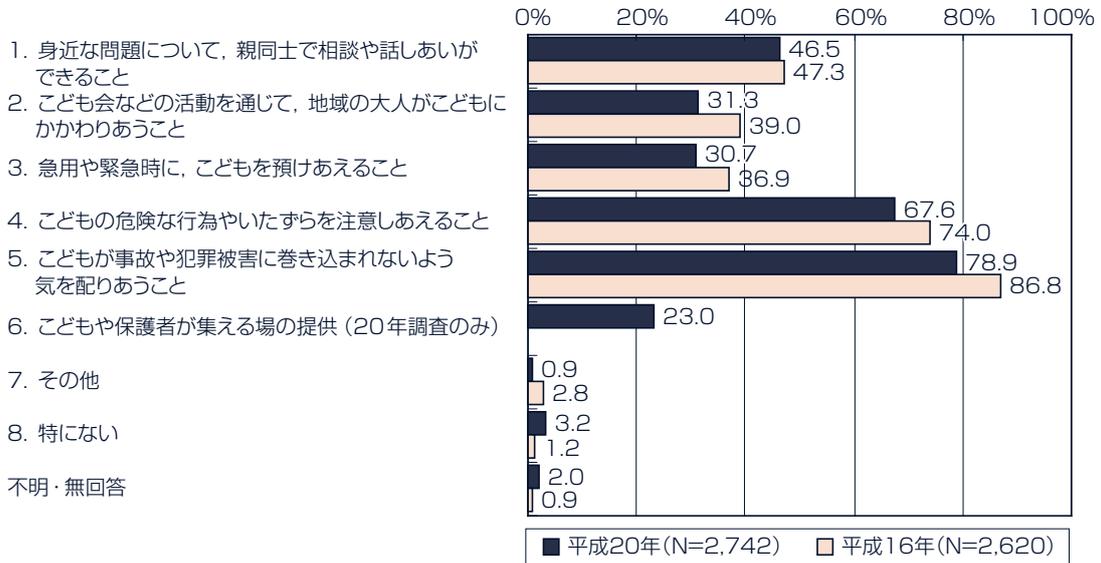
「子育て仲間がいる母親」と比べて、「仲間がいない母親」の方が、「子育てについて不安になったり、悩むときがある」、「子育てを負担に感じるときがある」、「生活や気持ちにゆとりがなく、いらだつときがある」との回答が多く、子育て仲間が気軽に集う「子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）」や児童館の「母親クラブ」「乳幼児クラブ」事業などの充実と共に、子育てサークルや地域における親子の交流促進事業への支援などの充実が必要です。

「ファミリーサポート事業」については、市民相互の子育ての支え合い（共助）を内容とした制度であり、地域の子育て力の活性化の観点からも、更なる推進が望めます。この5年間に会員数は約2千人の伸びを示していますが、一層の定着化が必要です。

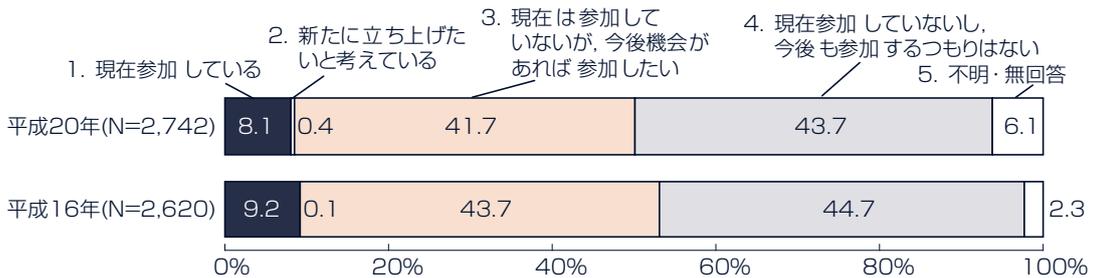


## ニーズ調査

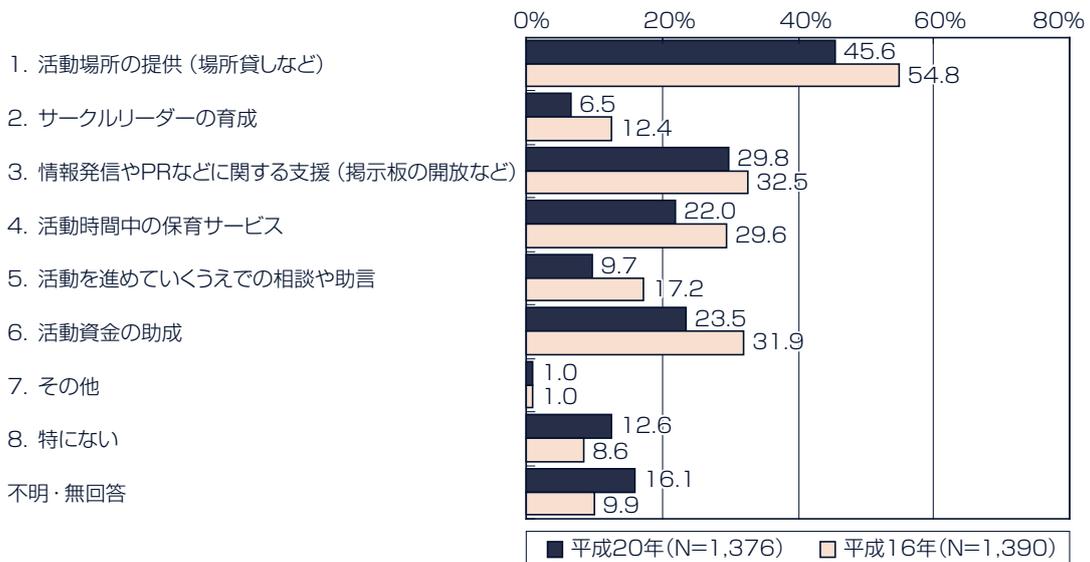
### 子育てをするうえで地域に期待すること（就学前児童）



### 子育てサークルなど自主的な活動への参加状況（就学前児童）



### 自主的な活動に当たって行政や地域に期待すること（就学前児童）



## 施策を展開する今後の方向性

身近な地域での子育て支援活動の広がりにより、地域の人々が子どもや子育て親子を温かく見守り・自覚を促し・共に支える、子育てしやすい地域の土壌を作り出していくことが重要です。

特に乳幼児の親子が集い、交流できる場の一層の確保が求められており、保育所・幼稚園・児童館等の児童施設については、その持っている資源を有効に地域に開放し、身近な地域における子育て支援の拠点としての役割を担っていくよう施策展開を図ります。

また、住民相互により、地域で子育てが支えられているという風土づくりを進めるため、地域レベルで行われる子育て支援活動（子育てサロンや子育てサークルなど）に対する支援体制の確保に努めます。

行政と社会福祉協議会等の公共的団体、民生委員・児童委員、主任児童委員、市民団体（NPO等）との連携を更に深め、それぞれの役割分担のもと協力を進めていくために、これらの住民活動の抱えている諸問題について側面援助を行っていきます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策，**000**＝推進施策）

### ① 子育て支援ネットワークの充実

#### **039** 子ども支援センターの機能強化 再掲 (P.39)

「第1章(2) 子育て支援ネットワークの充実」に記載 (P.39)

#### **040** 地域子育て支援ステーション事業の実施 再掲 (P.39)

「第1章(2) 子育て支援ネットワークの充実」に記載 (P.39)

### ② 地域子育て支援拠点の拡充

#### **041** 子育て世代活動支援センター（仮称）の新設 **新規**

京都市南部地域に、子育てについての情報発信や相談などの機能をもつ子育て世代活動支援センターを整備し、子育て世代の交流・活動の支援を行います。

<保健福祉局，教育委員会>

#### **042** 子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）の設置箇所の拡大

子育て中の親の不安や負担感、孤立感を緩和し、安心して子育てができる環境を整備するため、特に乳幼児の親子が気軽に集い、交流できる場所を確保します。

<保健福祉局>

目標：P.156 参照

#### **043** 地域における子育て支援拠点としての保育所・幼稚園・児童館等児童施設 の機能強化

保育所・幼稚園・児童館などの児童施設が、その持っている知識・経験・場などの資源を「家庭」、「地域」などに還元し、身近な地域における子育て支援の拠点としての役割をより一層果たすよう取り組みます。

<保健福祉局，教育委員会>

### ③ 市民相互による子育て支援の推進, 自治・自立・協働のまちづくり

#### 044 ファミリーサポート事業の推進

子育ての援助を受けたい市民(依頼会員)と援助を行いたい市民(提供会員)とが会員となり, 市民相互で育児を助け合う同事業について, 一層の推進を図ります。

<保健福祉局>

#### 045 地域において住民相互で行われる子育て支援活動への支援

「子育てサロン」や「子育てサークル」など, 地域において住民相互で行われる子育て支援活動を一層推進します。

<保健福祉局, 教育委員会>

- 【主な取組】
- ◇子ども支援センターにおける子育てサロンや子育てサークル等への活動支援
  - ◇地域子育て支援ステーション(保育所, 児童館)における子育てサークルの育成や幼児・母親クラブの実施
  - ◇京(みやこ)・地域福祉パイロット事業の実施
  - ◇子育てサークル支援情報の提供(こどもみらい館) 再掲(P.139)

#### 046 子育て支援を行うNPO・ボランティア団体等への活動支援

京都市市民活動総合センター及び京都市福祉ボランティアセンターにおいて, NPOやボランティア団体等による市民活動を総合的にサポートするとともに, 市民相互の交流や連携を図ります。

また, 身近な場所でまちづくり活動ができるよう活動場所の提供を行うなど, 各種活動支援を行います。

<文化市民局, 保健福祉局>

- 【主な取組】
- ◇市民活動総合センター(ひと・まち交流館京都)
  - ◇福祉ボランティアセンター(ひと・まち交流館京都)
  - ◇地域のまちづくり支援拠点「暮らしの工房」づくりの支援
  - ◇京(みやこ)・地域福祉パイロット事業の実施 再掲(P.60)
  - ◇市民活動・NPO・ボランティア活動環境整備(プラットホーム)事業の実施
- 新規

#### 047 子育て支援ボランティアの育成とコーディネートの充実

地域の子育て支援の場を支えるボランティアなどを育成し, 子育て支援者のコーディネートをを行います。

<保健福祉局, 教育委員会>

- 【主な取組】
- ◇子育てボランティアバンクの実施 新規(推進中)
  - ◇子育て支援ボランティアの育成(こどもみらい館) 再掲(P.138)
  - ◇読み聞かせボランティアの育成

### 048 地域の子育て支援活動への市民団体、学生や大学、企業等の参加の促進

市民や市民団体、学生や大学、企業等が地域社会の一員として子育て支援活動ができるような体制の整備に努めます。

<総合企画局、産業観光局、保健福祉局、教育委員会>

### 049 あらゆる世代の子育て支援への参画（世代間交流）の促進

高齢者福祉施設と児童福祉施設などとの交流を促進し、各施設間でのネットワークづくりを進めることで、高齢者と子どもたちとの世代間交流の促進を図るなど、あらゆる世代の子育て支援への参画が進むよう努めます。

<保健福祉局、教育委員会>

【主な取組】◇いきいきお年寄りのネットワークづくり 新規（推進中）

◇シルバー人材センターによる子育て支援事業の実施

- ・保育士資格等を有するシルバー人材センター会員による、子ども一時預かり所「ばあばサービス ピノキオ」

### 050 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の活性化

<保健福祉局>

### 051 社会福祉協議会との連携

<保健福祉局>

### 052 人づくり21世紀委員会 再掲 (P.134)

「第5章(1)「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成による生きる力をはぐくむ教育環境づくり」に記載 (P.134)

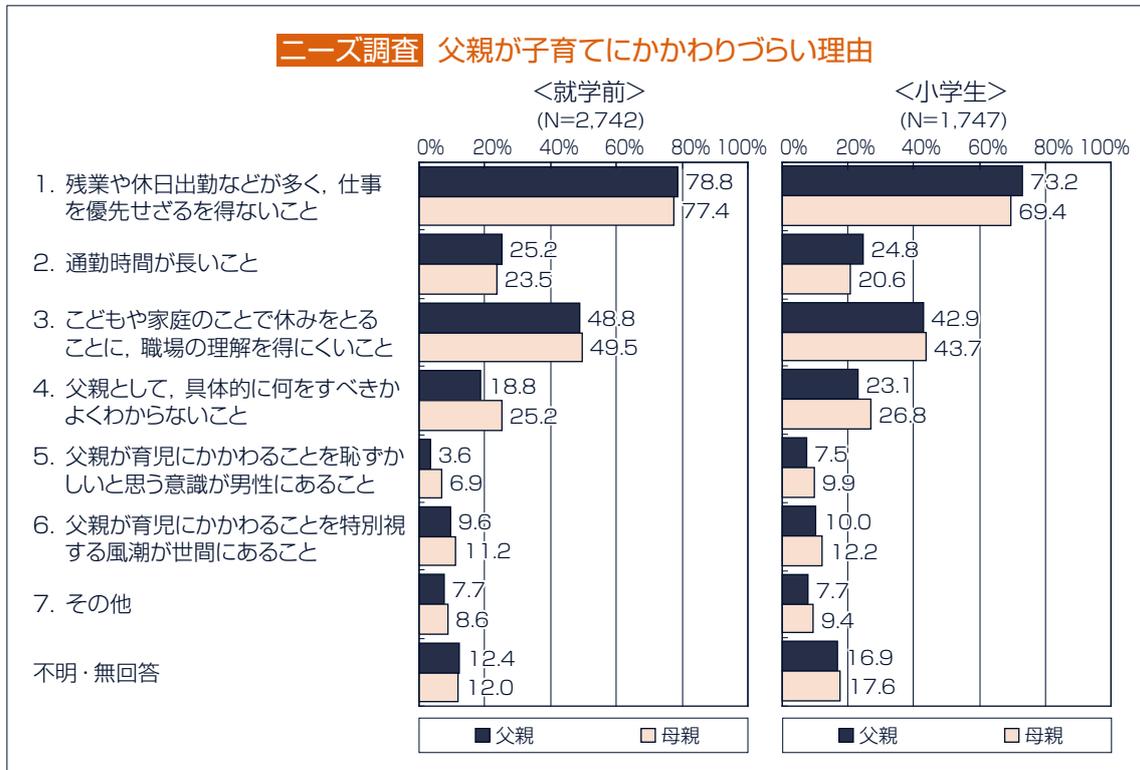


## ウ 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の推進（仕事と子育ての両立支援）

### 現状と課題

母親の子育ての孤立化の背景の一つとして、家庭において父親が育児に参加する機会が少ないことが挙げられています。ニーズ調査の結果からも、父親の帰宅時間をみると、約3人に1人が21時以降と回答しており、父親が家で過ごす時間、子どもとかかわることのできる時間は少ないといえます。

また、父親が子育てにかかわりづらい理由としては、「残業や休日出勤などが多く、仕事を優先せざるを得ないこと」の回答が最も多く、次いで「子どもや家庭のことで休みをとることに職場の理解を得にくいこと」が続いています。父親の育児休業取得率も、就学前で0.5%、小学生で1.0%と母親に比べてかなり低い状態となっており、これらの状況はこの5年間にいても傾向に変化はありません。



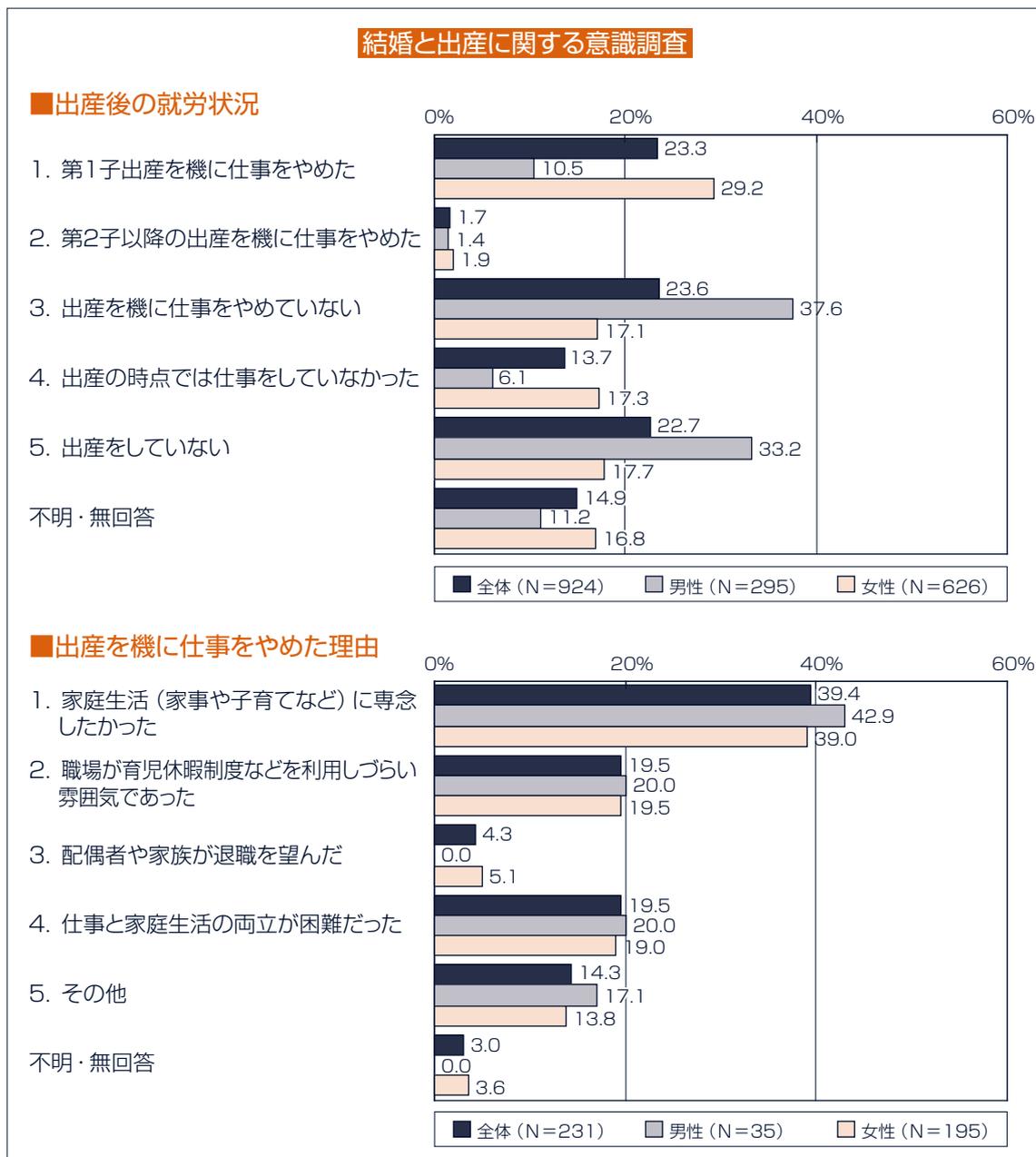
結婚と出産に関する意識調査の結果を見ると、7割近くの女性が出産を機に離職しています。離職の理由としては、「家庭生活に専念したかった」が一番多くなっていますが、続いて「職場が育児休暇制度などを利用しづらい雰囲気であった」、「仕事と家庭生活の両立が困難だった」となっており、必ずしも積極的に望んでの離職ばかりではないことがうかがい知れる状況となっています。女性が、就労か子育てかの二者択一を迫られている状況についても、この5年間大きな変化はみられません。

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成など個人や家族がそのライフステージに応じた希望を実現できるようにするためには、男女共同参画の推進はも

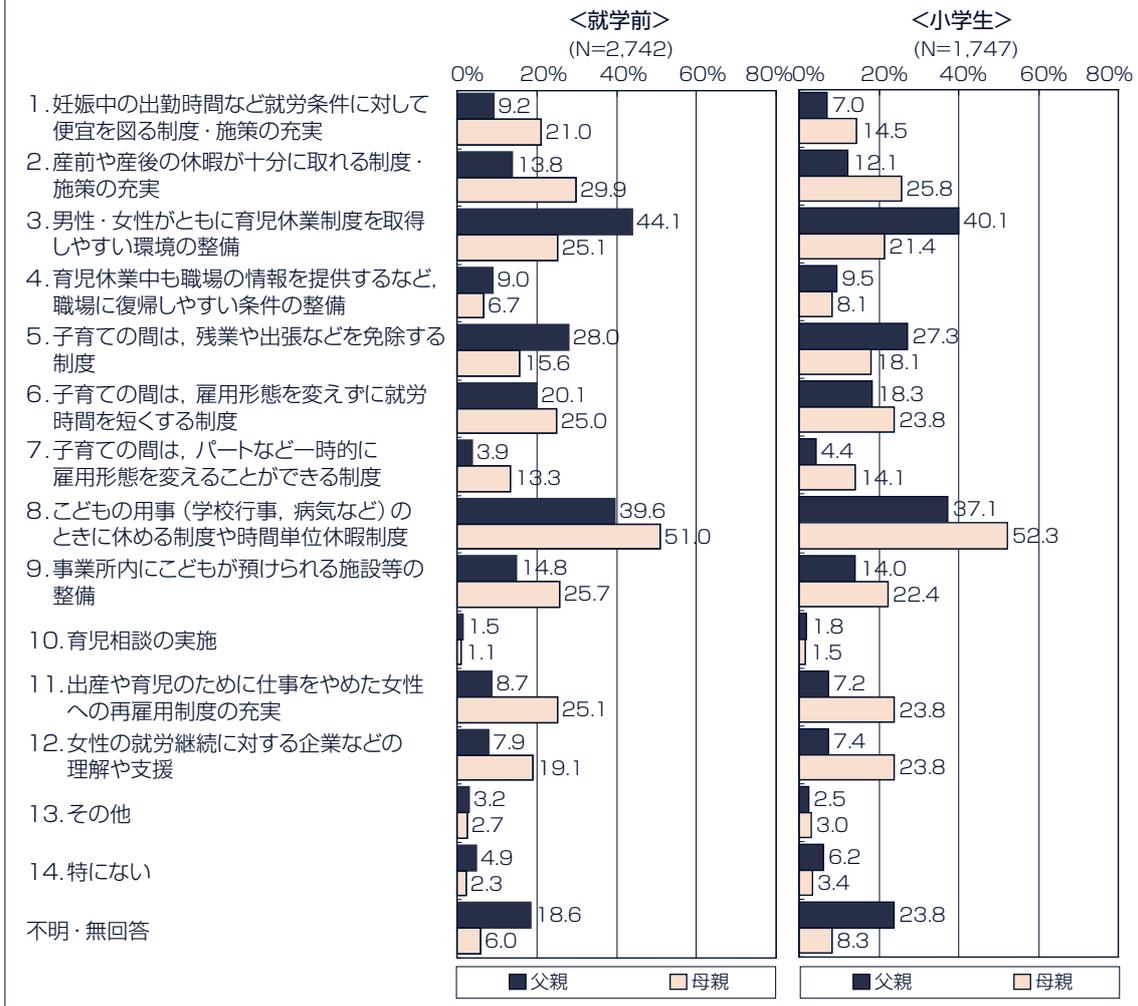
とより、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」を車の両輪として並行的に進める必要があります。

これらの状況を踏まえ、保育所の整備など「就労と子育てを両立させる施策」の一層の推進と共に、企業や地域の参画を得て、働き方の見直しなどの課題をはじめ、子育て支援への社会全体のかかわりを総合的に議論していく必要があります。また、男性の子育てへの参画については、男性自らが意識変革を図ることが必要であり、この面で「おやじの会」などの男性の側からの活動の広がりが注目されます。

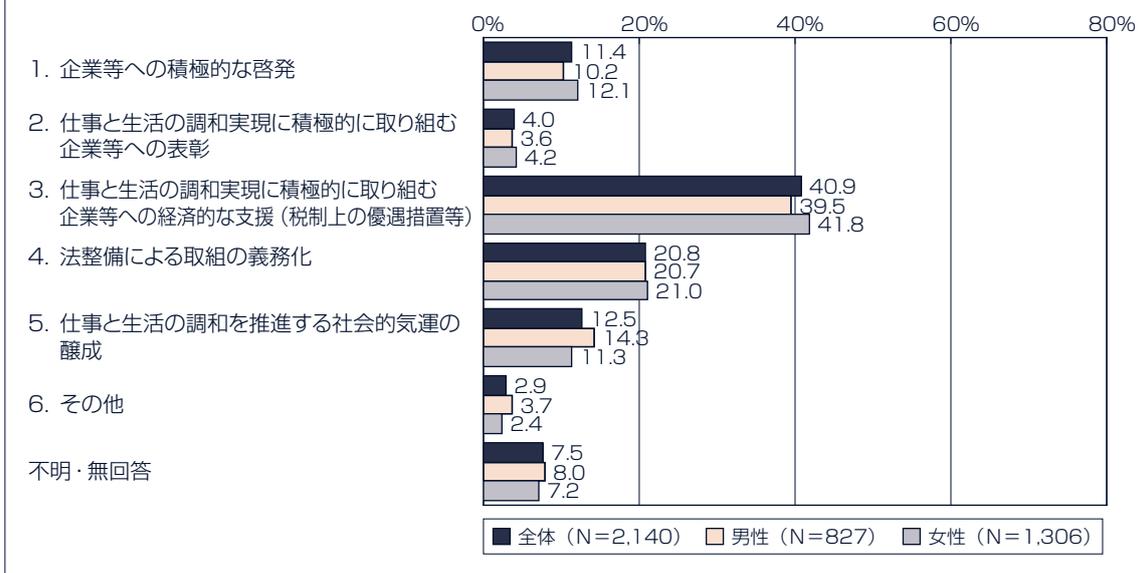
また、企業は地域社会の一員でもあり、企業の側からも地域社会における子育て支援活動への積極的な参加や支援が望まれます。



## ニーズ調査 子育てと仕事の両立のために希望する制度や支援策



## 結婚と出産に関する意識調査 仕事と生活の調和実現のため、国や京都市に期待すること



## 施策を展開する今後の方向性

仕事と子育ての両立支援については、企業自身の取組としても、一部から積極的な取組報告もなされ、徐々に浸透はしてきていますが、厳しい経済状況の影響もあり全体的な広がりには至っていません。今後も、個々の企業の積極的な取組を求め、様々な機会を通じての連携や協働が必要です。また、企業だけでなく、働く者も含めた社会全体としての認識と仕組みがその背景に伴わないと有効なものとはなりえず、男性の育児や子育てへの参加を促す取組の推進なども図る必要があります。

さらに、仕事と子育ての両立支援については、保育所や学童クラブ事業の一層の充実が必要であり、待機児童の解消だけでなく、開所時間の延長や障害のある子どもの受入体制など多機能な保育施策の充実をはじめ、利用者の視点に立って推進を図っていきます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策，**000**＝推進施策）

### 053 「子どもネットワーク」への企業等の参画と連携強化

<保健福祉局>

### 054 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の推進のための広報・啓発

企業や勤労者をはじめ、社会全体の理解や合意形成を促進するため、広報・啓発に努めます。  
<文化市民局，保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】◇京都雇用創出活力会議ワーク・ライフ・バランス専門部会をはじめとした経済団体、労働団体、地域団体等と連携した広報・啓発 **新規（推進中）**

### 055 企業等における仕事と生活の調和に向けた取組の促進

登録や認定制度、表彰制度等により、企業等における取組を促進するとともに、仕事と生活の調和の実現に向けた社会機運の醸成を図ります。また、次世代育成支援対策推進センター等と連携し、企業等に対する子育て支援情報の提供や、次世代法に基づく一般事業主行動計画策定に向けた啓発に努めます。

<文化市民局，保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】◇「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度の推進  
◇O(おやじの)K(子育て参加に理解がある)企業認定制度の推進  
**新規（推進中）** 再掲(P.136)

### 056 勤労者への情報提供等の推進

<文化市民局>

【主な取組】◇勤労者情報システム「さわやかわーく」の充実

### 057 保育所や学童クラブ事業などの保育サービスの一層の充実

仕事と子育ての両立支援の観点から、保育所や学童クラブ事業などの保育サービスの一層の充実を図ります。

<保健福祉局>

## (2) 子どもの生活環境の整備

### 現状と課題

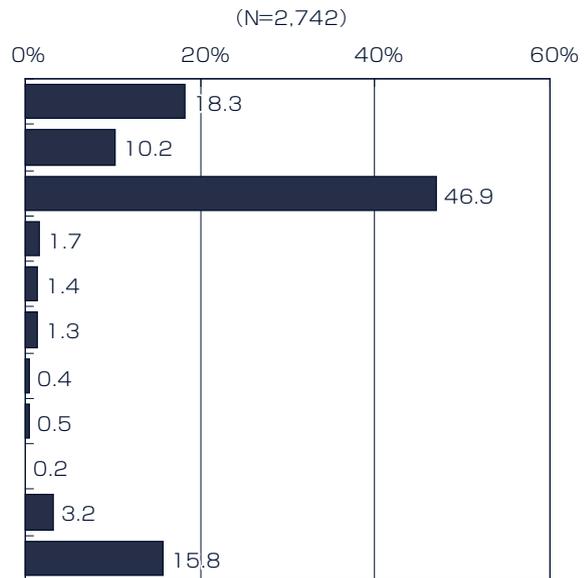
近年、都市化の進展により子どもたちを取り巻く環境は変化しており、安全な遊び場の確保は著しく困難となっています。

遊びは、子どもの生活の主要な部分を占め、その発達に大きな影響を与える、子どもにとって欠くことのできないものですが、ニーズ調査においても、就学前児童の主な遊び場、小学生が放課後主に過ごす場所については、いずれも「自宅」が多数を占めている状況にあります。

#### ニーズ調査

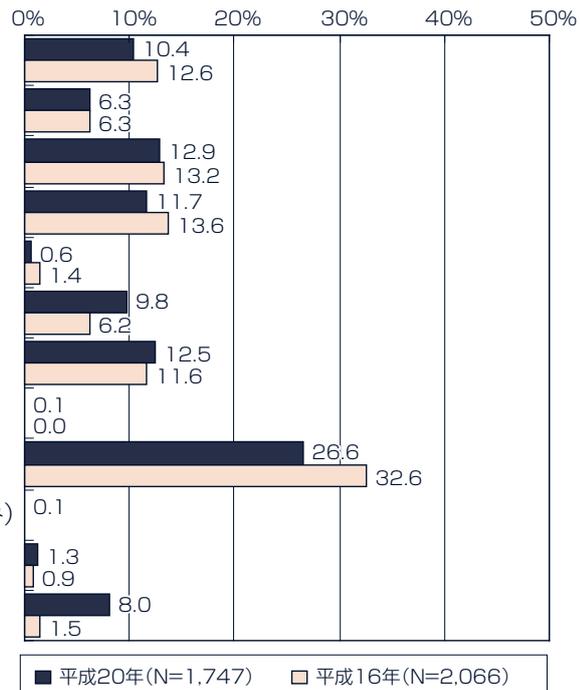
##### ■平日日中の主な遊び場（就学前児童）

1. 公園・ちびっこひろば
2. 家の近くの路地や道路
3. 自宅
4. こどもの友人宅
5. 親戚や知人宅
6. 児童館
7. こどもみらい館
8. つどいの広場
9. 図書館
10. その他
- 不明・無回答



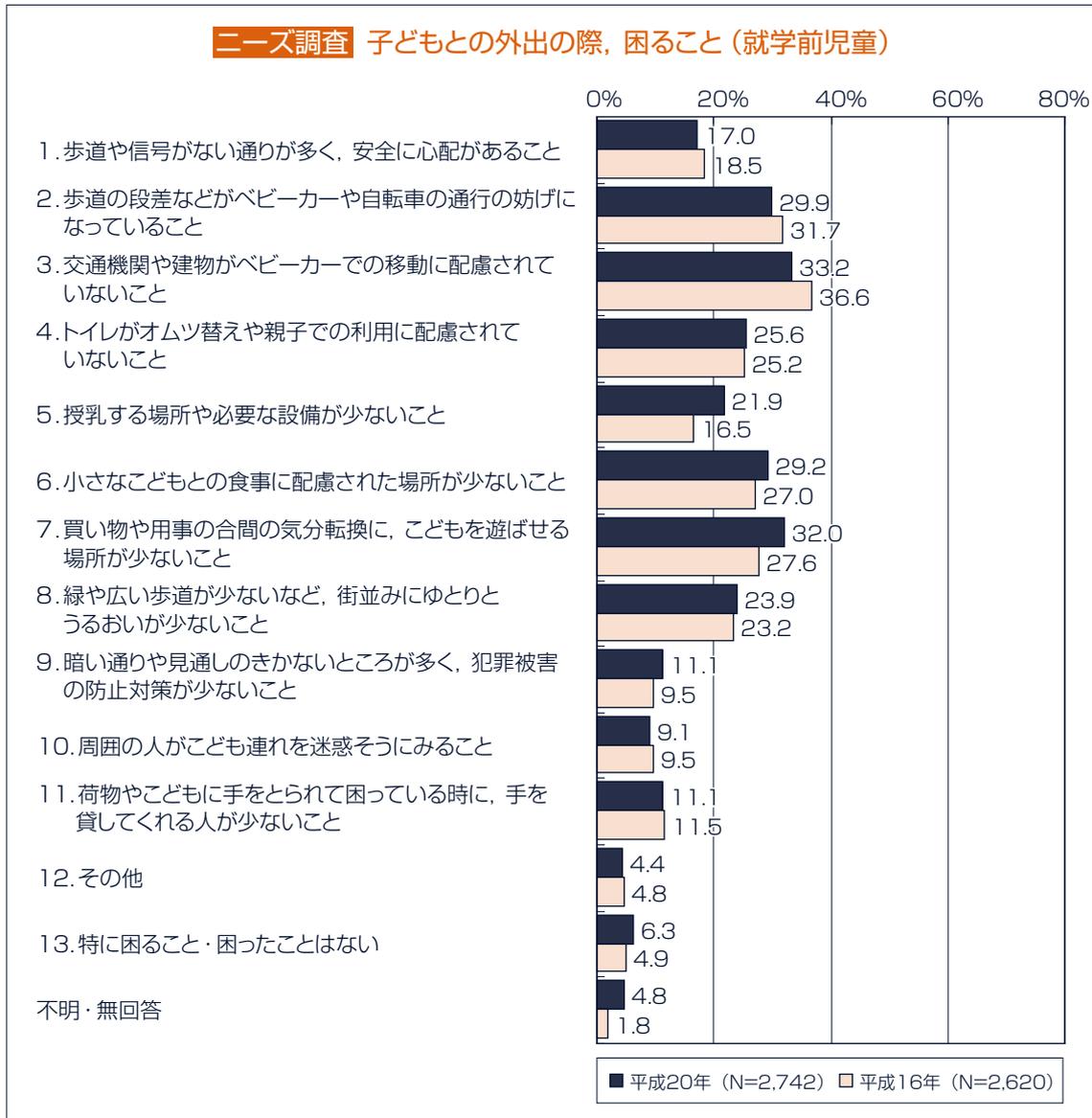
##### ■平日放課後の主な過ごし場（小学生）

1. 公園・ちびっこひろば
2. 家の近くの路地や道路
3. 学校
4. こどもの友人宅
5. 親戚や知人宅
6. 児童館や学童クラブ
7. 塾やならいごと
8. ゲームセンター・商業施設
9. 自宅
10. 図書館（平成20年調査のみ）
11. その他
- 不明・無回答



また、幼い子どもとの外出について困ること(就学前児童)は、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」が多くなっています。

その他住宅なども含め、子育てしやすい環境の整備は、子育て支援の大きな要素の一つであり、これらの環境整備が求められています。



### 施策を展開する今後の方向性

高齢者や障害のある市民にとってやさしいまちは、子育てにとってやさしいまちでもあり、誰もが住みよく活動しやすいまちづくりが求められます。

今後も、「すべてのひとにやさしい、ひとづくり、ものづくり、まちづくり」を基本とする「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき、子育てしやすい生活環境の整備を図っていきます。

【施策・主な取組】（000=重点施策, 000=推進施策）

## ①子育て世帯にやさしい環境の整備

### 058 「ユニバーサルデザイン」の理念に基づく子育てしやすい生活環境の整備

幼い子どもたちを連れて外出しやすい環境づくりなど、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

<保健福祉局, 全局・区>

- 【主な取組】
- ◇多目的トイレ等のユニバーサルデザイン情報等の提供
  - ◇子育て世帯も含めた幅広い市民がまちづくりに対して提言できる環境の推進
  - ◇多様な利用者に対応した機能性や仕様をもつ建築物の顕彰制度の創設
  - ◇公共建築物におけるバリアフリー改修緊急対策事業の推進
  - ◇人にやさしい（UD）店舗づくりやサービス提供の普及促進
  - ◇駅周辺道路における歩道の段差解消や勾配改善等の推進
  - ◇駅周辺道路における歩車共存道路の整備推進
  - ◇市バス車両への低床型車両の導入

### 059 公共的施設への授乳コーナーやベビールーム、トイレ内ベビーシート等の設備の拡充

<全局・区>

### 060 公共的施設や公的な催し、会議等での保育コーナーの設置

<全局・区>

## ②子どもが安心・安全に暮らせる居住環境等の確保

### 061 主要公園の運営

「子どもの楽園」をはじめとして、安心・安全で、子どもたちが思う存分遊びを満喫できる場を確保します。

<建設局>

- 【主な取組】
- ◇宝が池公園（子どもの楽園）
  - ◇大宮交通公園
  - ◇梅小路公園

### 062 街区公園等の計画的整備

子どもたちの安全な遊び場、人が憩い、集まり楽しむコミュニティ及びレクリエーションの場となる、まちなかの緑の拠点づくりを進めます。

<建設局>

### 063 子どもの安全な通学を確保するための道路整備

道路の端にカラー塗装を施すことなどにより、通学等における子どもの安全の確保を図ります。

<建設局>

### 064 子育て世代が居住する住宅の耐震改修の促進 **新規（推進中）**

乳幼児等，地震時にすぐに避難できない方のおられる世帯が，応急的に安全性を確保するために行う簡易な耐震改修工事に対して，助成を行い，子育て世帯等の居住の安定を図ります（高齢者等の木造住宅簡易耐震改修助成制度）。

<都市計画局>

### 065 多様な世代が安心して暮らせる市営住宅の供給

市営住宅について良好なストックとして再生させることにより多様な世代が快適に安心して暮らせる団地の形成を図ります。

<都市計画局>

## ③子どもたちの健やかな成長のための場づくり

### 066 児童館の運営

<保健福祉局>

### 067 保育所・幼稚園などの子育て支援施設の地域への開放の一層の推進

<保健福祉局，教育委員会>

### 068 子どもの豊かな感性をはぐくむ文化事業の推進

子どもの頃から文化芸術の「ほんもの」の魅力に触れ，自由で豊かな感性をはぐくむための機会を提供します。

<文化市民局>

【主な取組】◇子ども舞台芸術鑑賞支援事業「子ども感動応援ステージ」 **新規（推進中）**  
◇京都市交響楽団「オーケストラ・ディスカバリー～こどものためのオーケストラ入門～」

### 069 動物園の再整備 **新規**

「心の教育」と「環境学習」を柱に，生涯学習施設として，子どもから高齢者まですべての世代に「喜び・安らぎ・癒（いや）し」を与え，「感動・交流・学習」を創出する施設として，2015（平成27）年度までに再整備します。

<文化市民局>

### 070 児童厚生施設の運営助成

<保健福祉局>

【主な取組】◇桂坂野鳥遊園  
◇八瀬野外保育センター

### (3) 子どもの安全な生活が確保されるまちづくり

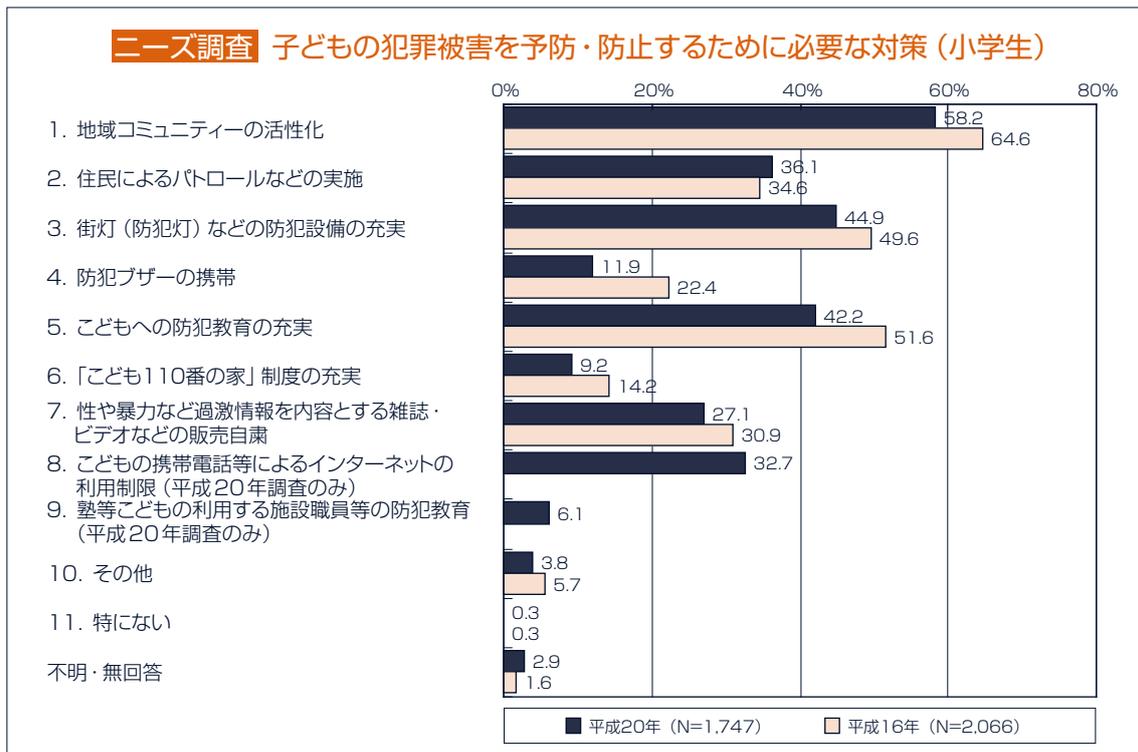
#### 現状と課題

子どもの健やかな成長を支える基盤として、それぞれの地域において安心・安全な居場所や環境・体制を確保することは重要ですが、少子化や核家族化など急激な社会環境の変化は地域の協力・共同関係を希薄にしており、子どもの安心・安全の確保について、地域がその役割を果たしていくことは大変困難な時代となってきています。

ニーズ調査においては、子育てするうえで地域に期待することとして、「こどもが事故や犯罪被害に巻き込まれないよう気を配りあうこと」、「こどもの危険な行為やいたずらを注意しあえること」が多く回答されており、この面で地域への期待が大きいことがうかがえます。

こうした状況の中、京都市では、「子ども安全安心ネットワーク」の構築を目指し、2004（平成16）年4月に「京都市子ども安全会議」を設置し、警察をはじめ関係機関・団体との連携を図り、2006（平成18）年度には全小学校区で見守り隊が立ち上がりました。現在では、約2万人もの地域住民や保護者の方々がボランティアとして、通学路や地域で子どもたちの安全を献身的に支えています。また、子どもの安全を含め、防犯、防災、地域福祉などの幅広い分野で地域特性に応じた取組を展開することで、地域の総合的な安心安全ネットワークの構築を進めてきました。今後とも、地域住民の相互信頼関係を基礎とし、住民の安心・安全を願う意識の共有と、互いの助け合いなど地域横断的なネットワークの構築をより一層進めていく必要があります。

さらに、子どもたちのインターネット等の利用について、情報モラル教育に取り組んでいますが、最近、携帯電話の利用に関するトラブルが増えていることが課題となっています。



### 施策を展開する今後の方向性

子どもの安全確保については、家庭・地域・学校・各種団体等が連携を深め、大人一人一人が積極的な行動を起こす必要があります。また、保護者や地域のパートナーシップの下、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組は、人と人の豊かなかかわり合いを中軸にすえた地域コミュニティの構築にもつながるものであり、非常に重要です。

今後も、家庭・地域・学校・関係機関が一体となり、地域ぐるみで子どもの安心・安全を確保するとともに、防犯、防災、地域福祉などの幅広い分野で地域特性に応じた取組を展開することで、地域の総合的な安心安全ネットワークの構築を図っていきます。

さらに、携帯電話やインターネットの有害情報から子どもを守る取組を進めます。

【施策・主な取組】（**000**=重点施策，**000**=推進施策）

#### 071 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもや保護者に対し、安全意識の高揚を図ることにより、子どもを交通事故などから守る取組を推進します。

<文化市民局，保健福祉局，教育委員会>

#### 072 地域ぐるみの子どもの安全確保の取組の推進

学校安全ボランティアを対象とした講習会の開催やボランティア保険への加入費用の負担、警察官OBであるスクールガード・リーダーによる全小学校区の巡回指導及び見守り活動への助言など、「見守り隊」活動を支援し、その定着及び充実を図ります。さらに、メール配信登録数を今後一層増やし、迅速な情報伝達網を構築していきます。

また、子どもの安全を含め、防犯、防災、地域福祉などの幅広い分野で地域特性に応じた取組を展開することで、地域の総合的な安心安全ネットワークを構築し、地域の多様な問題に幅広く、自主的に対応できる「まち」を実現します。

<文化市民局，教育委員会>

【主な取組】◇学校安全ボランティア活動の振興  
◇地域の安心安全ネットワーク形成事業

#### 073 市公用車等を活用した子どもや地域の安心・安全を見守る取組の推進

<総合企画局>

#### 074 携帯電話・インターネットの有害情報から子どもを守る取組の推進

情報化社会の急速な進展の中、子どもたちを携帯電話やインターネットの被害者にも加害者にもしないため、各校における「情報モラル指導カリキュラム」、「指導計画モデル」等を活用した情報モラル指導の一層の充実を目指し、研修等を通じて、教員の指導力の更なる向上を図ります。また、携帯電話市民インストラクターを養成し、各学校・地域で周知・啓発活動を展開します。さらに、「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」において、関係各課、関係団体、携帯電話会社等と連携し、子どもたちの安全の確保のための取組を進めていきます。

<教育委員会>

## (4) 子育て家庭への経済的な支援

### 現状と課題

子育て世帯への経済的支援策である「児童手当」については、この5年間では、2006（平成18）年度に、その対象年齢が小学校修了前までに拡大されるとともに所得制限が緩和され、更に2007（平成19）年度からは、乳幼児加算が導入され3歳未満児については一律月額1万円支給となるなど、制度の改善が図られています。

京都市の制度においても、「子ども医療費支給制度」では、2007（平成19）年9月から対象年齢の拡大や自己負担額の引下げを行ったほか、「妊婦健康診査」についても、2008（平成20）年度及び2009（平成21）年度に、公費負担の回数を大幅に拡充しました。また、保育所・幼稚園の「保育料」については、2008（平成20）年度から、多子世帯の負担軽減のために3人目以降を無料化するなど、順次の対応がなされてきています。

しかし、ニーズ調査によると、行政に期待する施策として、「子どもの医療費の軽減や小児医療体制の充実など医療サービスの充実」、「教育費の負担軽減」、「子育て家庭への経済的な支援対策の充実」などが上位を占めており、依然として、こうした面での市民要望が高いことがうかがえます。

また、結婚と出産に関する意識調査においても、子どもが欲しくない理由、理想より予定している子どもの数が少ない理由の一つとして「出産・育児・教育にお金がかかるから」が挙げられています。

子育て家庭の経済的負担軽減については、社会全体で子育てを支え合う観点からも、一定の行政的配慮がなされていくことは有効であり必要ですが、一方で、巨額の経費を要する負担軽減策の実施は、自治体財政が困窮を極めている折、地方自治体単独事業として実施していくことには限界があります。国においては、平成22年度予算案に「子ども手当」の創設が盛り込まれるなど、子育て家庭への新たな経済的支援の取組が進められており、これらの動きに的確に対応するとともに、国レベルで考えられるべき施策については国へ強く要望していくことが必要です。

また、限られた自治体財源の中での子育て家庭への支援策については、経済的支援のみに重きを置くことなく、保育所や医療体制等の子育て環境の整備、また子育ての不安や心配をとり除く施策の推進など、幅広くバランスを保ちつつ総合的に実施していくことが求められます。

### 施策を展開する今後の方向性

ニーズ調査においては、子育て全般に係る経済的負担軽減の要望が多くなっており、厳しい経済情勢のもと、市民の負担感が大きくなっていることがうかがえる状況にあります。

子育ての経済的負担軽減については、社会全体で子育てを支え合う観点からも、今後とも配慮が必要ですが、現在実施されている子育て家庭への経済的給付事業については、「児童手当」、「児童扶養手当」など国の制度が中心であり、平成22年度予算案に新たに「子ども手当」の創設が盛り込まれるなど、今後も国の制度を核とした対応となることが考えられます。こうしたことから、今後とも、国の施策動向に的確に対応しつつ、国への要望を適切に行っていきます。

また、厳しい経済状況を踏まえて、市民の負担については、公平性がより強く求められており、施策の性格や機能を踏まえつつ、受益と負担のあり方を慎重に検討し、対応していきます。

ニーズ調査においては、経済的負担軽減の要望のほかに、各種子育て支援サービスの質的・量的充実や拡大についても数多くの要望が寄せられています。子育て支援については、

こうした幅広い施策がバランス良く提供されたとき、子育てに対する負担感が軽減されるものであり、総合的なバランスを勘案しつつ子育て支援施策の推進を図っていきます。

(参考) 現行の子育てに係る主な経済的支援策(負担軽減策)は、以下のとおりです。

■ 教育費の負担の軽減に向けた取組

● 市立幼稚園保育料等減額措置

◇市民税非課税世帯などに対し、保育料及び入園料を減免 ◇幼稚園(保育所)から小学校3年生までに2人以上の兄弟がいる3番目以降の園児の保育料及び入園料を無料化 ＜参考＞ 保育料(年額)132,000円 入園料 20,000円	【平成20年度負担減免額】 15百万円
---	------------------------

● 私立幼稚園就園奨励費

◇市内在住で私立幼稚園に3～5歳児を通園させている保護者に対し、保育料等及び教材費を補助(市民税の所得割額による区分あり) ◇幼稚園(保育所)から小学校3年生までに2人以上の兄弟がいる3番目以降の園児に対する補助金を増額することにより、保育料及び入園料をほぼ無料化 ◇補助限度額(年額)302,000円～25,000円	【平成20年度決算額】 1,238百万円 (うち市負担991百万円)
---	--

● 市立小・中学校の就学援助

◇生活保護受給世帯に準じる世帯などに対し、学用品費、新入学学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、医療援助費等を援助 ◇4人世帯の場合 年収約 420万円	【平成20年度決算額】 1,243百万円 (うち市負担1,223百万円)
---	--

● 市立高等学校授業料免除措置

◇京都市立高等学校に在籍する生徒が、生活困窮その他の事情により、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を免除	【平成20年度負担減免額】 139百万円
--	-------------------------

● 市立小・中学校総合育成支援教育就学奨励費

◇育成学級に在籍している児童生徒の保護者に就学援助費の半額等を援助 ◇在籍者の約8割(就学援助対象者を含む)が受給	【平成20年度決算額】 19百万円 (うち市負担13百万円)
--	--------------------------------------

■ 保育料の負担の軽減に向けた取組

● 多子世帯保育料軽減

◇軽減方法の見直し ◇同時入所の2人目は1人目の概ね半額、3人目以降は無料化	【平成20年度負担減免額】 7百万円 ※平成21年度から国基準化
---	--

● 保育料の軽減(国基準を下回る料金設定)

◇国基準を下回る料金設定	【平成20年度負担減免額】 2,963百万円
--------------	---------------------------

● 学童クラブ事業利用料の軽減(国基準を下回る料金設定))

◇料金階層の見直しによる細分化(21年9月から6段階→9段階) ◇2人目の利用料金を減額	【平成20年度負担減免額】 169百万円
---	-------------------------

## ■ 医療費等の負担の軽減に向けた取組

### • 未熟児養育医療給付

◇指定医療機関に入院し、養育を行う必要のある未熟児に対し、入院養育に要する費用を公費負担	【平成20年度決算額】 85百万円 (うち市負担33百万円)
--	--------------------------------------

### • 小児慢性特定疾患治療研究事業

◇特定の疾病にかかっている乳幼児、児童に対し、委託医療機関で入院及び通院治療を受ける場合、医療に要する費用を公費負担(所得に応じて自己負担あり)	【平成20年度決算額】 409百万円 (うち市負担209百万円)
--	--

### • 自立支援医療(育成医療)給付

◇身体に障害のある乳幼児、児童に対し、指定医療機関で医療を受ける場合、医療に要する費用を公費負担(所得制限あり)	【平成20年度決算額】 29百万円 (うち市負担18百万円)
--	--------------------------------------

### • 不妊治療費助成制度

◇不妊治療に要した医療費の自己負担額の1/2(上限3万円/人・年度)を助成	【平成20年度決算額】 30百万円 (うち市負担19百万円)
---------------------------------------	--------------------------------------

### • 特定不妊治療費助成事業

◇不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要した医療費の一部(上限15万円×2回/年度)を助成(所得制限あり)	【平成20年度決算額】 82百万円 (うち市負担41百万円)
--	--------------------------------------

### • 妊婦健康診査の公費負担の拡充

◇妊婦が医療機関や助産所で受診する妊婦健康診査14回分について公費負担(平成20年7月) 公費負担の回数 原則1回 → 一律5回 里帰り出産等に伴う府外での受診についても対応(平成21年4月) 公費負担の回数 一律5回 → 一律14回 助産所での受診についても対応	【平成20年度決算額】 211百万円 (うち市負担200百万円)
--	--

### • 入院助産制度

◇生活保護受給世帯などに対し、指定の助産施設における出産のための入院から退院までの入院助産を受ける費用を本人負担額(課税状況による)を除いて助成	【平成20年度決算額】 122百万円 (うち市負担61百万円)
--	---------------------------------------

### • 子ども医療費支給制度

◇小学校6年生までの子どもが、健康保険証を使って診療を受けた場合に、窓口で支払われる医療費(医療保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた金額)を助成 ◇一部負担金 入院(小学6年まで)200円(1箇月1医療機関につき) 外来(3歳未満)200円(1箇月1医療機関につき) (3歳~就学前)3,000円上限(1箇月の医療費を合算して)	【平成20年度決算額】 1,293百万円 (うち市負担639百万円)
---	--

### • 母子家庭等医療費支給制度

◇母子家庭等の母子などが、健康保険証を使って診療を受けた場合に、窓口で支払われる医療費(医療保険の自己負担額)を助成	【平成20年度決算額】 994百万円 (うち市負担552百万円)
--	--

● 重度心身障害者医療費支給制度

◇一定の障害のある方が、健康保険証を使って診療を受けた場合に、窓口で支払われる医療費（医療保険の自己負担額）を助成	【平成20年度決算額】 1,737百万円 (うち市負担973百万円)
---	--

● 自立支援医療（精神通院）の利用者負担軽減策

◇精神通院医療に要する費用の一部を公費負担。重度の障害のある方や収入が低い世帯については、本市独自に所得階層を細分化するとともに国制度より低い負担上限月額を設定することにより利用者負担を軽減	【平成20年度負担減免額】 63百万円 ※障害児者の総額
---	---------------------------------

■ その他の支援

● 児童手当

◇小学校修了前（12歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方に支給（所得制限あり） ◇3歳未満 一律（月額）10,000円 3歳以上 第1子・第2子（月額）5,000円 第3子以降（月額）10,000円	【平成20年度決算額】 9,688百万円 (うち市負担2,879百万円)
---	--

● 児童扶養手当

◇父母の離婚等により父と生計を同じくしていない児童の母、又は父が身体等に障害のある児童の母や母に代わってその児童を養育している方に支給（所得制限あり） ◇児童1人 全額支給（月額）41,720円 一部支給（月額）41,710円～9,850円 児童2人 全額支給（月額）46,720円 一部支給（月額）46,710円～14,850円	【平成20年度決算額】 6,284百万円 (うち市負担4,198百万円)
---	--

● 特別児童扶養手当

◇一定の障害のある20歳未満の児童を家庭で育てている父母、または父母に代わって児童を育てている方に支給（所得制限あり） ◇子ども1人につき1級障害の場合（月額）50,750円 2級障害の場合（月額）33,800円	※京都府において支給（京都市は受付事務のみを行う）
--	---------------------------

● 障害児福祉手当

◇日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に支給（所得制限あり） ◇（月額）14,380円	【平成20年度決算額】 136百万円 (うち市負担34百万円)
--	---------------------------------------

● 出産育児一時金

◇国民健康保険の被保険者が出産したときに支給 ◇妊娠84日以上であれば、死産・流産でも支給 ◇出産時1人につき42万円（産科医療補償制度の対象となる場合、対象とならない場合は39万円）	【平成20年度決算額】 支出 654.7百万円 収入 0.4百万円（返納金） 差引 654.3百万円 ※（国民健康保険事業特別会計で支給）保険料と一般会計からの繰入れ等で賄われている
--	---

● 障害福祉サービス、障害児施設の利用者負担軽減策

◇障害福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）や障害児施設の利用者負担軽減 ◇重度の障害のある方や収入が低い世帯については、京都市独自に所得階層を細分化するとともに国制度より低い負担上限月額を設定することにより負担を軽減	○障害福祉サービス 【平成20年度負担減免額】 25百万円 ※障害児者の総額 ○障害児施設 【平成20年度負担減免額】 27百万円
---	--

## (5) 安心して子育てできる保育サービスの充実（保育計画）

### 保育所の役割

保育所は、児童福祉の理念である「児童を心身共に健やかに育成する」ことを目的として、保護者の就労などによって家庭での養育が困難な児童に対して養護と教育を一体とする保育を実施することを基本的機能としており、乳幼児期の児童の健やかな成長を保障するとともに、保護者や家庭への支援、また女性の社会進出などに寄与してきています。近年、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などを反映して保育需要も多様化し、かつ増大しており、通常保育のみならず、延長保育や夜間保育、休日保育、一時保育、障害児保育、病児・病後児保育といった多様な保育への対応が求められています。

また、わが国において少子長寿化が急速に進む中、人口減少、とりわけ労働力人口の急速な減少に対応し、経済社会の持続的な発展を図るには、就労と出産や子育てとの二者択一構造の解消が課題となっており、その解消には、多様な保育サービスの提供が中心的な役割を果たしています。このように、保育サービスには、支援を必要とする家庭に対する福祉という役割のみならず、我が国の社会経済や社会保障全体の持続可能性を確保していくという今日的な社会的役割が期待されています。

さらに、少子化や核家族化の進行などにより世帯構造が変化し、地域の協力・共同関係の希薄化や子育てに関して親族や近隣からの援助を受けにくくなるなど、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における養育力の低下や子育て中の親の不安感や負担感の増大等といった問題が懸念されています。こうした中、保育所には、地域における最も身近な子育てに関する専門機関として、地域の子育て支援の拠点的な役割を果たすことがより一層期待されています。

保育サービスの提供は、保育を必要とする乳幼児の福祉の推進、保護者の子育てと仕事の両立支援及び地域の子育て力の向上にとって欠くことのできない施策であり、保育所の整備、充実は少子化対策の重要な柱の一つとなっています。

### 昼間里親（京（みやこ）・ベビーハウス）の役割

昼間里親は、1950（昭和25）年11月の制度発足以来、産休明けから3歳未満までの児童を家庭的な雰囲気の中で保育する制度として、認可保育所に準じて京都市の委託事業として実施されてきました。認可保育制度と相まって、待機児童解消対策としての一翼を担っており、特に、年度途中での保育需要への柔軟な対応が期待されています。

保育所における保育サービスの行政区別実施状況 (平成21年4月1日現在)

行政区	就学前児童数(人)	定員数(人)	入所児童数(人)	保育所箇所数(箇所)	延長保育(箇所)	夜間保育(箇所)	休日保育(箇所)	一時保育(箇所)	ステーション(箇所)
北	4,994	2,040	2,163	21	15			2	15
上京	3,017	1,235	1,351	13	11	2		3	8
左京	6,757	2,315	2,445	29	17	1		3	12
中京	4,263	1,530	1,589	15	9	1	1	3	7
東山	1,096	825	835	10	8			4	7
山科	6,672	2,540	2,723	20	16	1	1	3	9
下京	3,289	860	872	10	6			2	7
南	4,929	2,225	2,385	30	21	1		3	10
右京	9,562	2,665	2,893	*30	15	1		2	11
西京	5,814	1,470	1,592	16	12			2	7
洛西	2,601	955	996	8	5			2	4
伏見	9,002	3,325	3,570	29	19		1	3	14
深草	2,563	600	673	6	4			1	3
醍醐	2,946	1,815	1,824	17	14			3	9
総計	67,505	24,400	25,911	254	172	7	3	36	123

※休所中の1箇所(右京区)を除く。

昼間里親における行政区別実施状況 (平成21年4月1日現在)

行政区	北	左京	中京	山科	下京	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	総計
箇所数(箇所)	3	2	1	3	1	3	5	3	1	5	4	31
定員数(人)	27	21	10	27	11	27	48	35	7	48	39	300
入所児童数(人)	26	15	10	24	11	30	43	40	6	48	40	293

※上京, 東山, 醍醐においては, 昼間里親を設置していない。

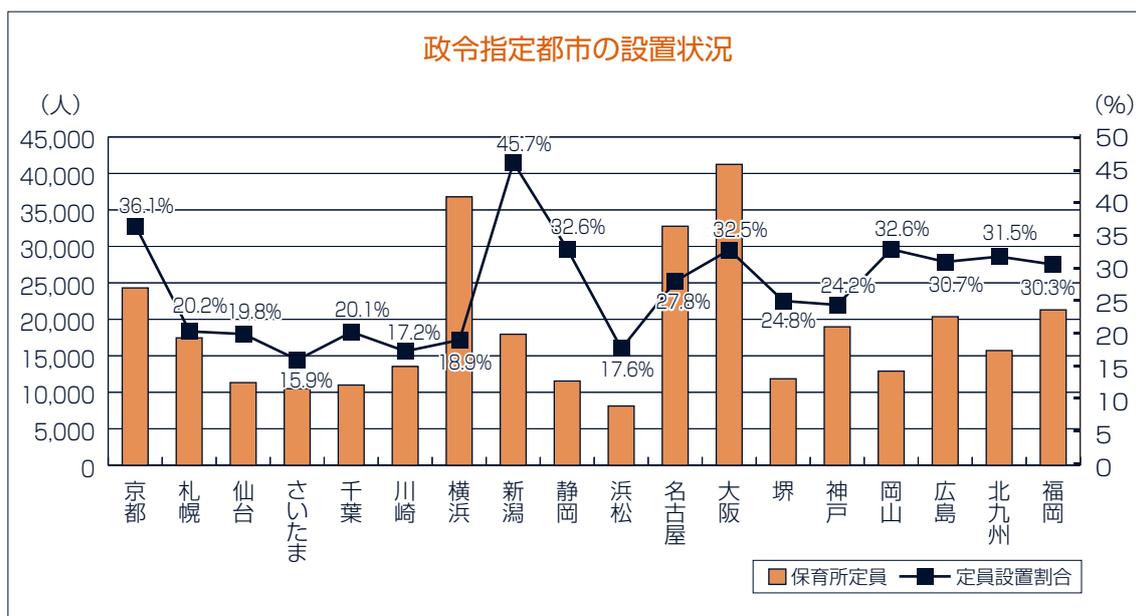
## ア 保育所待機児童の解消

### 現状と課題

近年、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などによって、保育所での保育を必要とする子どもたちが年々増加しています。

京都市においては、少子化が進行し、就学前児童数が減少傾向にある中、保育所入所児童数は年々増加しており、また、今回のニーズ調査においても、「平日のサービスで今は利用していないが出来れば利用したいサービス」の第1位が「保育所（園）」(20.4%)となっており、更に潜在的なニーズがあることもうかがえます。

京都市においては、子育て支援を市政の最重要施策の一つと位置付け、保育所の整備・拡充を進めてきた結果、2009（平成21）年4月1日現在で保育所数は254箇所（市営30箇所（休所中の1箇所を除く。）、民営224箇所）、保育所定員は24,400名となっており、就学前児童数に対する保育所定員の設置割合は政令指定都市の中でも新潟市に次いで第2位と高い水準（36.1%）にあり、保育所に入所しやすい環境を確保しています。



就学前児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加などにより保育所入所児童が年々増加していることや新たな住宅建設の影響により、一部の地域では待機児童が生じています。

待機児童の解消に向けては、マンション、住宅建設等により、保育需要が増加することが見込まれる地域について、新たに保育所を整備するとともに、既存保育所の定員増や定員調整、定員の弾力的な運用（定員外入所）等の取組を積極的に行ってきました。

この結果、待機児童数は減少し、2007（平成19）年度、2008（平成20）年度は100人を下回ったものの、2009（平成21）年度は、経済情勢の悪化の影響もあり保育所入所申込みが増加し、待機児童数は180人と増加に転じました。

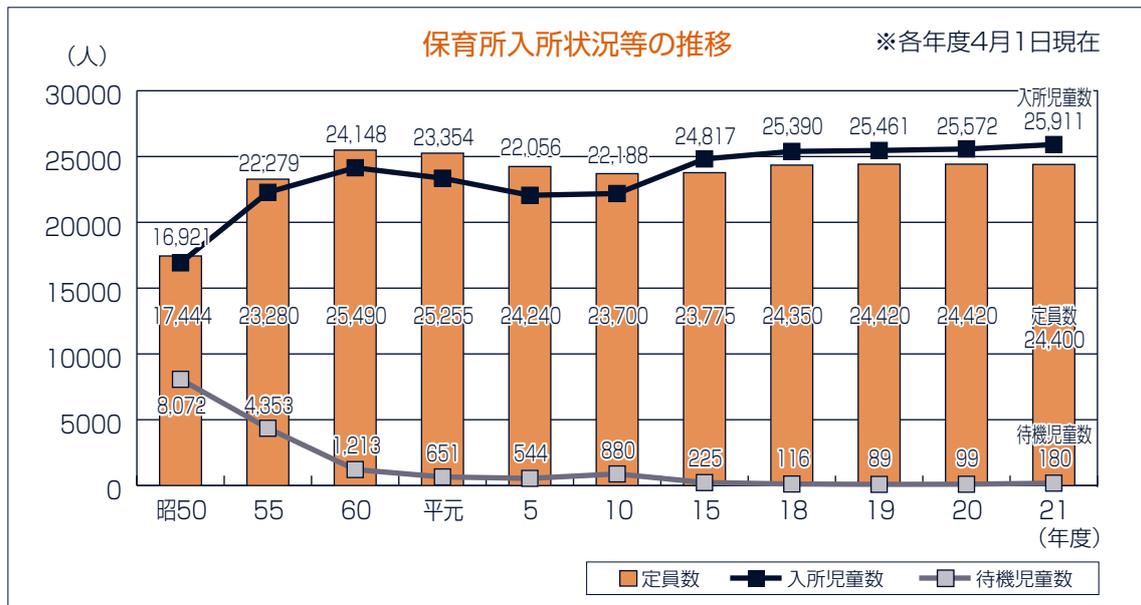
共働き世帯の増加等により保育所での保育を必要とする児童が増加することが見込まれ、また、新たな住宅建設の影響による特定地域の保育需要の増加も見込まれます。このため、待機児童の解消に向け地域の実情を的確に踏まえたきめ細かな対応が必要となっています。

※待機児童

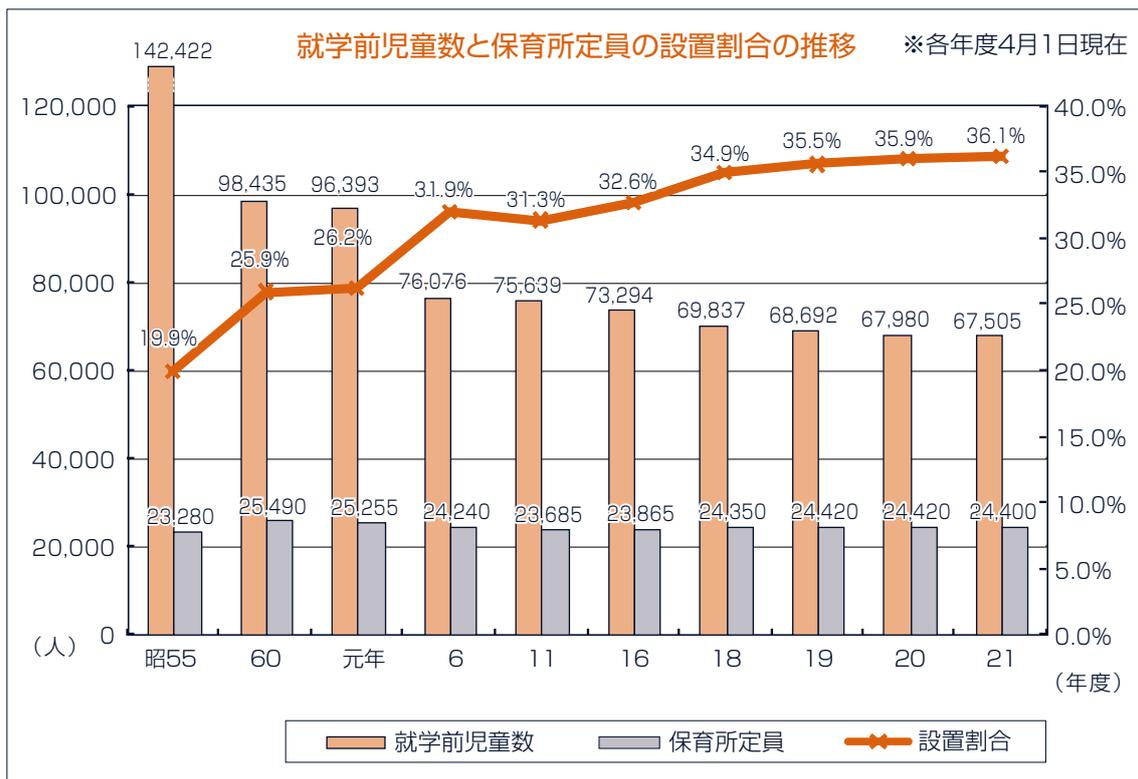
保育所への入所申込みを行ったにもかかわらず、入所できなかった児童で、入所要件があり、かつ、引き続き保育所への入所を希望している児童をいう。

ただし、2002（平成14）年度から、従来の要件に加えて次に該当する児童を除いたものとなっている。

- ①他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童
- ②地方単独施策（京都市の場合「京都市昼間里親制度」が該当）において保育を実施している児童



※待機児童については、2002（平成14）年度から定義の見直しがされている。



#### 【行政区別待機児童の状況 (平成21年4月1日現在)】

北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	
8	1	12	0	0	0	18	
南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	計
5	27	43	15	37	14	0	180

#### 前プラン保育所定員の数値目標達成状況

平成16年度	前プラン目標 (平成21年度)	平成21年度 (年度末予定)	(平成21年10月現在 施設整備予算化分含む)
23,865人	*24,650人	*24,525人	*24,675人

※京北地域の150人を含む。前プラン策定時の数値目標は、京北地域分を除いた24,500人



**a 保育所の新設, 既存保育所の増改築による保育所定員の拡大**

京都市では、財政状況の厳しい中で、保育所未設置地域での新設や既存保育所の増改築による保育所定員の拡大を図ってきました。保育所の新設及び増改築による定員拡大については、各地域における待機児童の状況や今後の保育需要の予測等を総合的に勘案した対応を行っていく必要があります。

**【2006 (平成 18) ~ 2009 (平成 21) 年度の保育所新設・増改築による定員増】**

年度	種 類	合計増加定員	行政区 (増加定員)
18	新設3箇所	240名	中京区 (90), 洛西 (90), 伏見区 (60)
	増改築3箇所	75名	右京区 (30), 西京区 (30, 15)
19	新設1箇所	60名	西京区 (60)
	増改築 1 箇所	30名	中京区 (30)
21	新設1箇所	60名	伏見区 (60) ※認可外施設の認可
	増改築 2 箇所	45名	左京区 (15), 西京区 (30)

定員増の合計 510名

**b 保育所定員の調整**

地域の子育て家庭が減少し定員割れが生じている保育所と、その一方で、保育需要が増加している地域で定員拡大を実施することが可能な保育所について、地域の保育需要に応じて、定員の増減調整 (定員調整) を行っています。

しかし、定員調整については、施設の充実を伴わなければできない場合もあるなど、柔軟な対応という面からは課題があります。また、定員割れの保育所においては、年度途中の緊急の受入に寄与しているという側面もあることから、今後の需要予測や施設の状況を含め適切に対応していく必要があります。

**c 定員の弾力的な運用 (定員外入所)**

定員の弾力的な運用については、1998 (平成 10) 年度から実施され、2003 (平成 15) 年度からは「年度当初定員の 15%, 5月以降 25%以内まで」と受入枠の拡大が図られました。2009 (平成 21) 年度当初には 2,032 人の定員外入所があり、年度途中入所も含めた受入枠の確保に大きく寄与しています。

保育室の設備基準等を備える保育所においては、年度途中における緊急的な受入れについて、今後より柔軟な対応が必要です。

【定員の弾力的な運用の実施状況（各年度4月1日現在）】

年 度	10	14	17	18	19	20	21
入所児童数	22,188	24,394	25,431	25,390	25,461	25,572	25,911
定員内	22,188	23,030	23,417	23,621	23,714	23,676	23,879
定員外		1,364	2,014	1,769	1,747	1,896	2,032
年度当初		定員の 15% 15人以下	定員の15%				
年度途中 (5月以降)	定員の 10% 10人以下	定員の25%					

d 昼間里親

昼間里親については、昼間里親の自宅等の家庭的な雰囲気の中での保育や産休明けから3歳児未満までの混合保育を特色とする京都市独自の制度であり、認可保育所に準じた制度として、保育所と共に、市民の保育需要に対応しています。また、産休、育休明けや年度途中における緊急的な保育需要にも柔軟に対応するなど、待機児童の解消にも一定の役割を果たしています。

一方、入室対象年齢が3歳児未満（へき地は除く。）までとなっているため、3歳児以降は保育所への移行が必要となること、午後6時以降の保育需要にこたえられていないこと、給食費等の実費が保育料とは別に必要となることなどの課題があります。

【昼間里親設置状況（各年度4月1日現在）】

年 度	17	18	19	20	21	21 (10月1日)
登録里親数	33	34	33	32	31	33
定員数	315	326	305	298	300	310

e 認可外保育施設（昼間里親を除く。以下同じ。）

認可外保育施設については、夜間の保育ニーズや、認可保育所に入所できなかった場合などに利用されている実態があると考えられます。また、認可外保育施設の一つである事業所内施設においては、それぞれの事業所の勤務実態等に応じた保育の提供が行われています。2002（平成14）年10月から届出制が導入（事業所内保育施設等、届出対象外の施設あり。）されており、一定水準の保育の質を確保していく観点から、実態把握と適切な指導監督を継続して実施しています。

京都市においては、認可保育所及び認可保育所に準じた昼間里親による安定した保育サービスの提供を基本としていますが、認可外保育施設を利用する子どもがいる実態を踏まえ、認可外保育施設全体の保育の質を向上させる必要があります。

なお、深夜の時間帯の保育に関しては、現状では認可外保育施設に頼らざるを得ない状況であり、公的保育のあり方についても検討する必要があります。

※ 保育所

国・都道府県・市町村が設置する、もしくは、社会福祉法人等、国・都道府県・市町村以外のものが認可を受けて設置する、乳幼児を保育する施設をいう。

※ 認可外保育施設

児童福祉法にいう認可外保育施設とは、認可を受けずに経営する保育施設をいう。

【認可外保育施設届出状況（平成21年3月31日現在）】

種別		施設数	利用児童数
届出対象	ベビーホテル	13	180
	その他	22	464
	小計	35	644
届出対象外	院内	22	373
	事業所内	14	120
	小計	36	493
合計		71	1,137

※ 利用児童数は、一時保育の児童も含めている。実施児童数は日々異なる。

※ ベビーホテル

次のいずれかを常時運営している施設

- ・夜8時以降の保育
- ・宿泊を伴う保育
- ・一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上占めている場合）

f 認定こども園

認定こども園制度は、急速な少子化の進展並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様化していることにかんがみ、地域の実情に応じて柔軟に対応することを目的として、2006（平成18）年10月に創設され、2009（平成21）年4月1日現在で全国に358園が設置されています。

認定こども園は、保育所と幼稚園を一体化した施設であり、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、②地域における子育て支援を行う機能を備えるもので、待機児童解消についても一定の役割を担っています。今後、これらの機能に着目し、地域の特性に応じた制度の導入について検討する必要があります。

## 施策を展開する今後の方向性

京都市では、これまで保育所待機児童の解消を図るため、様々な取組を進めてきました。

待機児童の解消に当たっては、保育の実施について児童福祉法の理念を踏まえ、児童の最善の利益が求められることから、保育サービスを安定的かつ継続的に提供できる認可保育所及び認可保育所に準じた昼間里親により対応していくことを基本とし、認可保育所及び昼間里親に入所しやすい環境づくりを目指す取組の一層の充実が求められています。

このため、待機児童の解消に向けた取組については、保育所の新增設や分園設置による定員拡大、定員調整、定員の弾力的な運用による児童の受入れ及び昼間里親制度を実施するほか、「保育ママ」の設置及び事業所内保育施設への支援など国制度の新たな活用等も検討していきます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

### 075 施設整備による保育所定員（入所児童数）の拡大

今後の保育需要を地域ごとに的確に把握したうえで、保育所未設置地域における新設及び分園の設置や既存保育所の増改築を行い、保育所定員及び入所児童数を拡大します。

<保健福祉局>

目標：P.156 参照

### 076 昼間里親の入室児童数の拡大

年度途中入所や地域の保育需要に柔軟に対応できる昼間里親事業を積極的に推進します。

<保健福祉局>

### 077 保育所定員の調整

保育需要の地域偏在を解消するため、今後の保育需要の動向を見極めたうえで、定員調整（定員の増減調整）を実施します。

<保健福祉局>

### 078 定員の弾力的な運用による児童の受入れ

保育室の設備基準等を備える保育所においては、年度途中における緊急的な受入れについて、今後より柔軟な対応を図ります。

<保健福祉局>

## イ 多様な保育サービスの提供

### 現状と課題

京都市における保育サービスは、今日まで、乳児（0歳児）保育や障害児保育、夜間保育や延長保育など、その時々様々な保育需要に対応して、全国的にも高い水準の保育サービスを提供しています。

近年、共働き世帯が増加するとともに、就労形態も多様化する中、多様な保育サービスが一層求められています。また今日、保育所には、保護者の就労や傷病等により保育を必要とする乳幼児のための施設としての機能のほかに、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援、更には、保育所を利用していない子育て家庭への支援を行う役割も求められています。

京都市においては、前プランで延長保育や一時保育などについて具体的な数値目標を設定し、その着実な推進に取り組んできました。こうした保育サービスについては、その利用が増加し、また、ニーズ調査においても、なお保護者のニーズが高いことから、更なる充実が必要です。

### 保育サービスの実施状況

各年度4月1日現在

事業名	8年度	16年度	20年度	21年度 (H21.10.1)	前プラン目標 (21年度)
延長保育	47箇所	131箇所	164箇所	175箇所	190箇所
一時保育	0箇所	25箇所	33箇所	37箇所	42箇所
夜間保育	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	
休日保育	0箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所

### 【ニーズ調査抜粋】

#### <保育所を利用している方の要望>

預かり時間の延長	14.7%
19時以降の利用	39.4%
病児・病後児保育の実施	14.5%

#### <利用したい事業・施策>

保育所等で預かる施策	51.8%
休日保育	24.3%

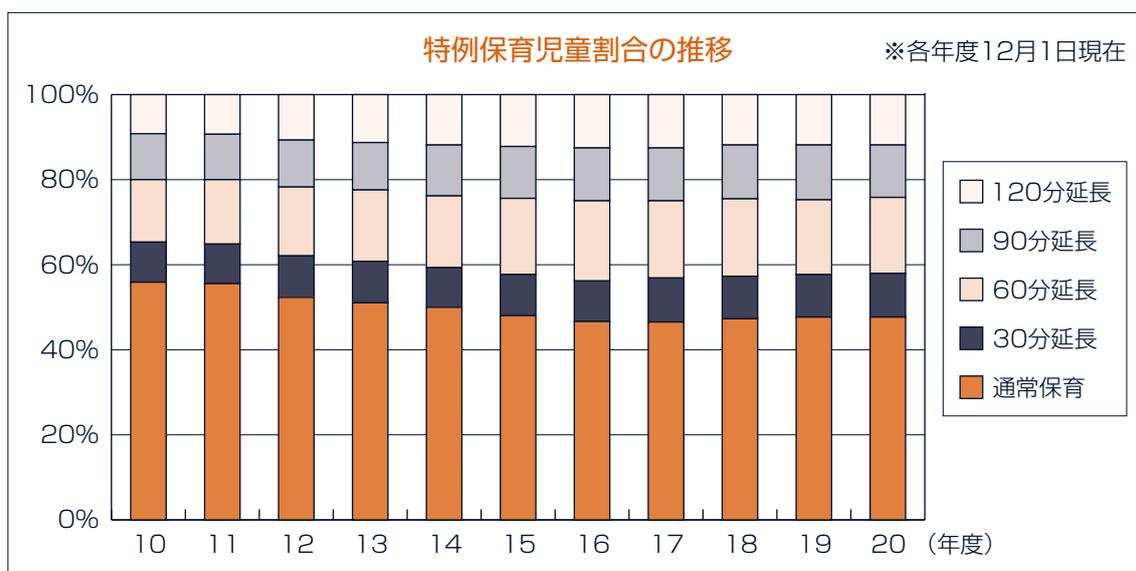


### a 特例保育

京都市では、保育所の基本保育時間を午前8時30分から午後5時までとしています。保護者の就労時間の長時間化や周辺部の住宅開発による通勤距離の広がり等に伴い、保育時間帯の拡大のニーズが高まっています。

こうしたニーズに対応するため、保護者の就労や生活の実態により、必要と認められた場合、通常保育時間の前後1時間を延長した特例保育を実施しています。

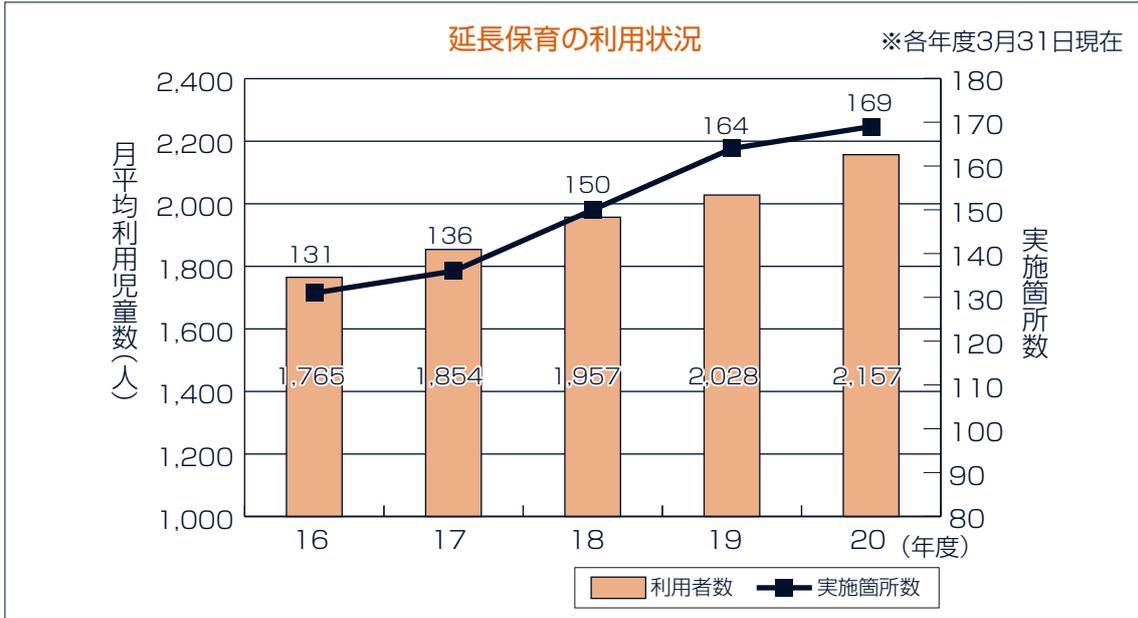
特例保育については、実施施設数の拡大と共に利用児童数も増加してきましたが、現在では、すべての保育所で実施可能な体制を整えており、多くの市民が利用しています。



### b 延長保育

「特例保育」時間を超えた「延長保育」の需要についても、利用児童数は着実に拡大してきており、今後も拡大が見込まれます。延長保育の実施箇所については、地域的な偏在が見られるため、利用者の利便性の向上を図る観点から、今後は地域的なバランスに配慮した実施箇所の拡大が必要となっています。

なお、現在の延長保育は、30分又は1時間（夜間保育所は2時間）の延長を行っていますが、ニーズ調査の結果では、利用終了時間の希望の39.4%が19時以降となっており、保育時間の更なる延長に関して一定のニーズが見られることから、児童への影響にも考慮しつつ実施時間の延長について検討する必要があります。

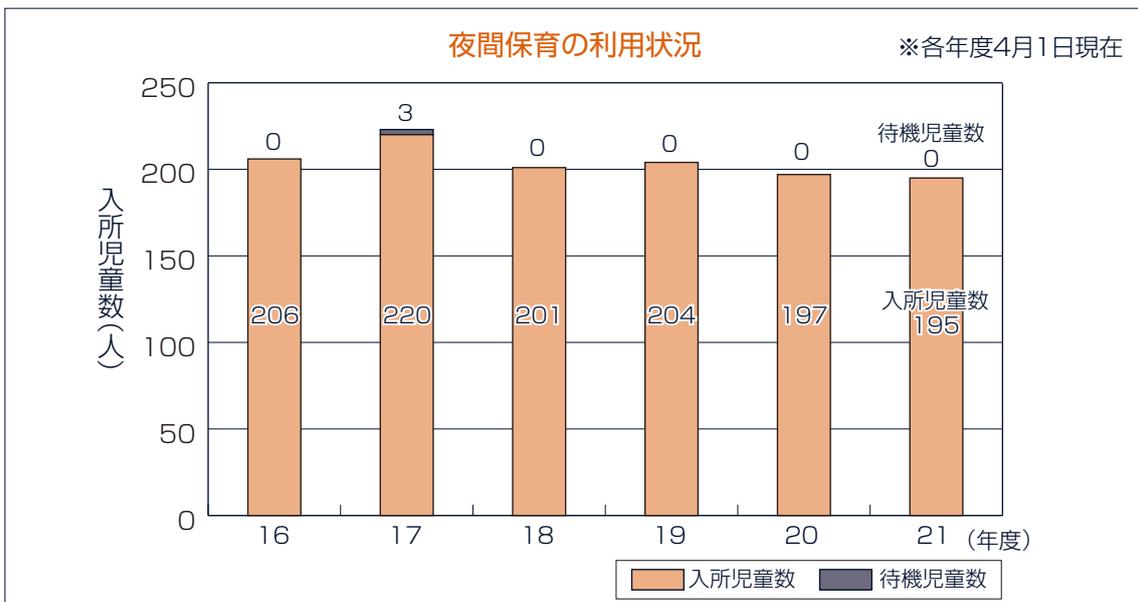


### c 夜間保育

就労形態の多様化に伴う夜間保育需要の増加に対応するために、夜間に保育所での受入れを必要とする児童について、1982（昭和57）年2月から夜間保育を実施しています（平成21年度：7箇所）。

夜間保育所では、通常保育時間（午前11時～午後10時）を延長（午前9時以降）した保育を行っています。

夜間保育所の児童数は、近年、ほぼ横ばいで推移しており、需要の大きな変化は見られません。しかし、ニーズ調査の結果によると現在の保育時間でカバーしていない時間帯についても一定のニーズがあることから、こうしたニーズへの対応について検討する必要があります。

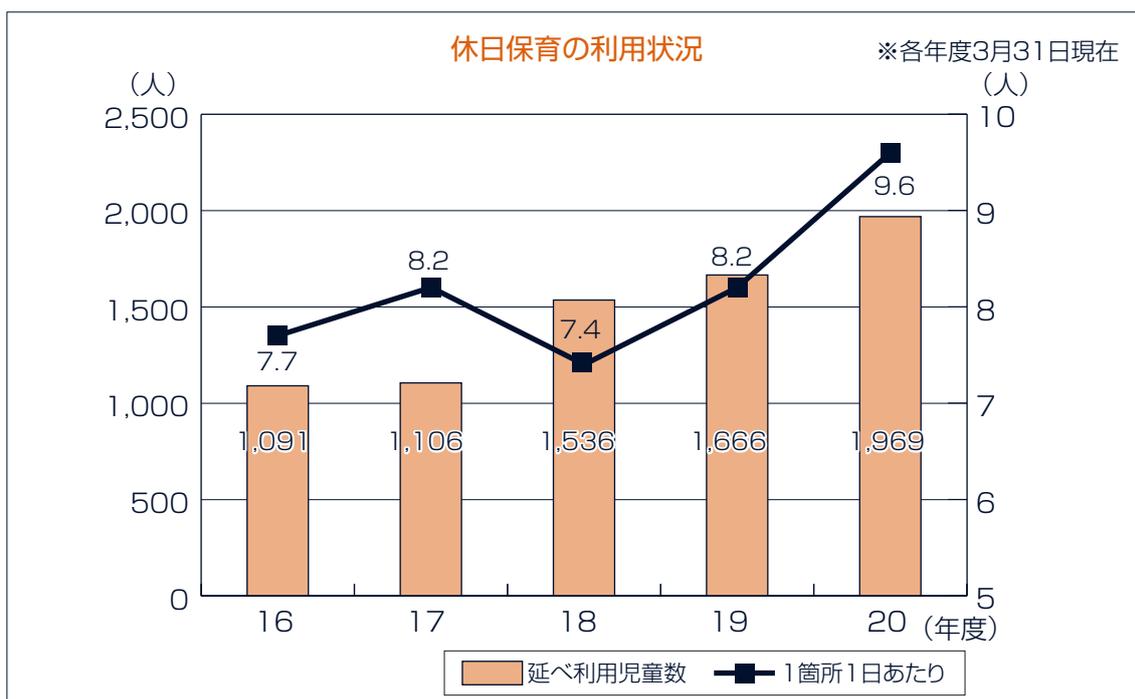


#### d 休日保育

日曜・祝日等の保護者の就労等により、児童の保育が困難な保護者への保育ニーズに対応するため、2000（平成12）年10月から休日保育を実施しています。

休日保育の実施箇所の拡大に合わせて利用児童数が増加していることやニーズ調査の結果においても「利用したい施策」に一定の希望があることなどから、利用児童の利便性など地域的なバランスに配慮した実施箇所の拡大を図ることが求められています。

また、ニーズ調査によると、18時台以降の利用希望も一定見られ実施時間の延長のニーズがあることから、実施時間の延長についても検討する必要があります。



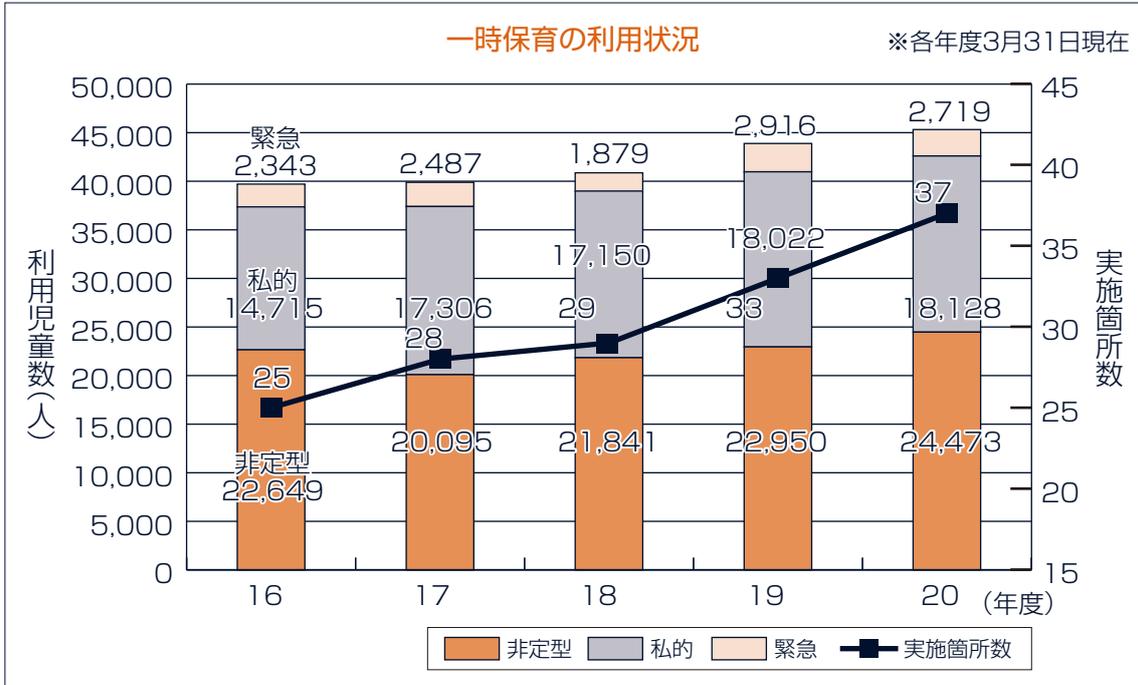
#### e 一時保育

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育（「非定型」利用）、保護者の傷病などによる緊急時の保育（「緊急」利用）、保護者のリフレッシュを図る一時的な保育（「私的」利用）など、様々な保育ニーズに対応するため、1997（平成9）年7月から一時保育を実施しており、ファミリーサポート事業や子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）と並んで、様々な理由による一時的な保育需要にこたえる施策の一つになっています。

一時保育については、実施箇所数の拡大に合わせて利用児童数も増加しており、市民ニーズも高く、また、近年の就労形態の変化に伴う短時間就労を支援するとともに、育児疲れ解消のための施策として、保育所が地域において果たす役割の一つとして機能しています。

一時保育については、今後とも需要に対応し、身近な場所に対応できるよう、地域的なバランスに配慮した実施箇所の拡大を図ることが求められています。

また、現行の一時保育については、原則、8時30分から17時までが利用時間となっており、保護者の多様なニーズに対応するためには、実施時間の延長についても検討する必要があります。



#### f 病児・病後児保育

京都市においては、病後児保育について、家庭での保育が困難な病気回復期にある0歳児から小学校3年生までの子どもを対象として、保護者の子育てと就労の両立を支援し、乳幼児の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的に、1997(平成9)年度から乳幼児健康支援デイサービス事業を実施しています。

病気回復期の児童を対象とすることから、これまで、児童の利便性と地域的なバランスを考慮し、市内5箇所の医療機関において実施しています。

ニーズ調査の結果からは、一定のニーズが見られることなどから、実施箇所数の拡大が求められています。実施箇所の拡大に当たっては、病後児保育の実施機関の拡大のほか、より利用しやすい制度となるような実施方法の改善、また、現在、京都市では実施していない病児保育の実施等についても検討する必要があります。

#### 病後児保育の利用状況

年 度	17	18	19	20
利用児童数	609人	681人	948人	714人

### g 障害のある児童の保育

京都市では、肢体不自由、知的障害、情緒障害等の障害のある児童で、保育を必要とする状態にあり、保育所の集団での生活が望まれる児童の保育所への受入れを実施しています。障害のある児童が障害のない児童と共に生活する「統合保育」は、障害のある児童の発達を促すという効果があるだけでなく、障害のない児童にとっても、障害のある児童とのふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむ効果もあります。

障害のある児童に障害に応じた適切な援助を行い、児童一人一人の成長を目指した保育を行うため、児童の障害の程度等に応じた職員の加配や、職員研修、嘱託医等による巡回相談などの専門的な支援に取り組んでおり、毎年700人程度の障害のある児童の受入れを行っています。

障害のある児童等、特に配慮を要する児童の受入れに当たっては、個々の状況に応じたきめ細かな対応が必要となることから、各保育所での人数の受入れに一定の限界があること、また、自宅から近い保育所への通所を希望するケースが多いことなども踏まえて、市内のすべての保育所が受入れ機能を果たすことができるような施策を検討するとともに、各保育所がこれまで以上に児童一人一人に対する丁寧なかかわりのできる取組が求められています。

### 障害のある児童の保育の状況

年度	種別 保育所数	障害のある 児童の保育 実施箇所数	入所児童数 ①	障害のある 児童の数 ②	入所率 ②/①
16年度	250	190	26,411	667	2.5%
17年度	253	193	26,613	741	2.8%
18年度	255	190	26,661	696	2.6%
19年度	※255	200	26,980	695	2.6%
20年度	※255	208	27,135	706	2.6%

※各年度3月31日現在

※保育所数は、休所中1箇所を除く

### h 食物アレルギーのある児童への対応

食物アナフィラキシー\*の既往がある重篤な症状の児童を含め、食物アレルギーのある児童を責任を持って受け入れ、除去食を提供できるよう、給食担当者・保育士等が連携し認識を深め合うための研修を行っています。また、食物アナフィラキシーショックの既往がある児童の受入れについては、保育士加配の対象としています。

さらに、保育所における食育の一層の推進を図るため、給食・栄養管理を含めた食育計画づくりや食物アレルギーのある児童への対応などについての保育所との個別相談を実施しています。

近年は食物アレルギーのある児童が増加傾向にあり、その対象品目も多様化していることから、アレルギーのある児童の受入れ体制の整備、充実が今後の課題となっています。

※アナフィラキシー…食物、薬物、ハチ毒などが原因で起こる、即時性アレルギー反応のひとつの総称。生命をおびやかす危険な状態をアナフィラキシーショックと呼ぶ。

#### i 地域の子育て支援の拠点施設としての役割

少子長寿化や核家族化の進行、地域の協力・共同関係の希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化するなかで、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の不安感や負担感の増大等といった問題が懸念されています。

こうした状況の下、地域における子育て家庭の育児支援は一層重要となっています。

保育所の役割としては、2009(平成21)年4月に施行された新しい「保育所保育指針」(厚生労働省告示)の中で保護者に対する支援が掲げられ、保育所に入所する子どもの保護者と共に保育所を利用していない子育て家庭への支援に積極的に取り組むことが求められています。

京都市においては、「地域子育て支援ステーション事業」をはじめ、それぞれの保育所が地域に開かれた施設づくりに努めてきました。今後も、すべての保育所がその知識、経験、場所などの資源を地域の財産として活用できるよう提供し、また、地域の一員としてより積極的に子育て支援ネットワークに参画し、地域での子育て支援の拠点としての機能を果たすことが求められています。

#### j 保育の質の維持向上

##### 【保育の質を支える仕組み】

保育内容	保育所保育指針(保育所の役割, 保育の目標, 保育の内容, 保護者支援等)
職員	保育士資格, 保育士の研修
監査, 評価	行政による監査, 第三者評価

全保育所の9割を民間保育所が担う京都市においては、サービスの充実を含む保育水準の向上については、各保育所の創意、工夫による独自の取組によるところが大きいことはいうまでもありませんが、その前提として、上記のような仕組の遵守及び実践が何より重要です。また、そうした取組とあわせて、情報公開を促進する取組も重要であり、利用者のよりよい選択、サービスの質の確保・向上等に向け、市民にわかりやすい情報提供を進めることが必要です。

## 施策を展開する今後の方向性

近年、共働き世帯の増加、パート等非正規職員の拡大や短時間就労等、就労形態の多様化に伴い、保育所の開所日、保育時間帯について多様な保育が要望されており、また、児童の処遇についても、障害や食物アレルギーのある児童などに対応できる体制整備が求められています。

京都市においては、これまで、こうした多様な保育需要に対応する保育を提供してきましたが、これらの取組を児童の発達を考慮したうえでより一層推し進め、児童、保護者にとってよりよい保育所施策を構築することが必要です。これらの取組は、すべての保育所において偏りなく実施することが重要であり、各保育所における保育水準を高めるための研修や相談体制の確立も求められています。

また、こうした保育サービスは、サービスの受け手である児童にとって最善の利益となるよう提供される必要があり、豊かな人間性を持った子どもを育成できるよう、一人一人の子どもの特長や置かれている状況等を十分考慮し、子どもの活動や人権を大切にしながら、児童の視点（立場）に立った保育を提供することが求められています。子育て環境が変化する中、一人一人の親と向き合った親支援の必要性も高まっています。このため、保育の質の向上と共に、親支援と子どもの発達に与える影響を考慮した保育サービスを提供することも必要です。

さらに、すべての保育所が、地域の子育て支援の拠点として、保育所に入所する子どもの保護者と共に保育所を利用していない子育て家庭への支援を果たしていくことが求められています。

一方で、保育所や昼間里親制度のいわゆる公的保育制度が、現状において、市民の多様な保育需要のすべてに対応できていない中で、今後とも認可外保育施設による対応が予測されます。このため、児童の安心・安全の確保の観点から、保育の質の向上を図るため、施設への指導監督を継続していきます。

なお、京都市においては、民間保育所が全国に先駆けて夜間保育や乳児保育に取り組むなど、保育の先導的な役割を果たし、市営保育所と共に保護者の多様なニーズに対応し、地域における保育を支えています。一方、他都市においては、公営保育所の民営化を推進することにより、柔軟かつ効率的な保育所運営が図られています。京都市においても、その必要性や目的、費用対効果等を検証し、保育における公・民の今日的な役割分担について検討していきます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

### 079 延長保育の実施箇所及び保育時間の拡大

就労時間帯の多様化等による保育需要の増加に合わせ、通常の保育時間（基本保育時間：午前8時30分～午後5時、特例保育時間：基本保育時間の前後1時間）を上回る延長保育について、地域的なバランスを考慮したうえで実施箇所を拡大します。

また、現在の延長保育は、30分及び1時間延長を基本（夜間保育所のみ2時間延長）としていることから、児童に与える影響を考慮しつつ、実施時間の更なる延長を検討します。

<保健福祉局>

目標：P.156参照

### 080 一時保育の実施箇所及び保育時間の拡大

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病などによる緊急時の保育、保護者のリフレッシュを図る一時的な保育など、今後も需要があることから、地域的なバランスを考慮したうえで実施箇所を拡大します。また、多様なニーズに対応するため、実施時間の延長についても検討します。

<保健福祉局>

目標：P.156参照

### 081 休日保育の実施箇所及び保育時間の拡大

日曜・祝日等の保護者の就労等により、児童の保育が困難な保護者の保育ニーズに対応するため、地域的なバランスを考慮したうえで実施箇所を拡大します。また、多様なニーズに対応するため、実施時間の延長についても検討します。

<保健福祉局>

目標：P.156参照

### 082 障害や食物アレルギーがあるなど配慮を要する児童の保育の充実

すべての保育所における障害のある子どもの受入れ体制の整備やきめ細かな保育の実施と共に、アレルギーのある児童が増加傾向にあり、その対象品目も多様化していることから、アレルギーのある児童の受入れ体制の整備、充実のための保育所に対する専門的な支援体制を強化します。

<保健福祉局>

### 083 保育所、昼間里親における地域子育て支援の充実

子どもを生み育てたいと思う人が安心して子育てをすることができる環境づくりのため、すべての保育所・昼間里親が、すべての子育て家庭を視野に入れた地域の子育て支援に積極的に取り組めるよう、各施設の主体的な活動が図れる仕組みづくりを検討します。

<保健福祉局>

### 084 夜間保育の充実

現在、京都市の公的保育が対応していない時間帯の保育に関して、一定のニーズが見られることから、保育時間の延長について検討します。

<保健福祉局>

### 085 病後児保育の実施箇所及び実施機関の拡大並びに病児保育の実施 新規

病後児保育の実施箇所及び実施機関の拡大について、保護者のニーズを踏まえて検討します。

また、現在、京都市においては未実施の病児保育についても、保護者のニーズを踏まえて実施に向けた検討を行います。

<保健福祉局>

### **086 地域子育て支援ステーション事業の実施 再掲** (P.39)

「第1章(2)子育て支援ネットワークの充実」に記載(P.39)

<保健福祉局>

### **087 保育所関係職員の研修の充実**

保育水準の向上のため、保育所職員・昼間里親への研修を充実します。

<保健福祉局>

### **088 認可外保育施設の保育水準の向上**

すべての子どもの健やかな育ちを支援するという観点から、行政による指導・相談・研修の実施等により、認可外保育施設における保育の質の水準の引上げを推進します。

<保健福祉局>

### **089 情報公開の促進**

利用者のよりよい選択、サービスの質の確保・向上等に向け、市民にわかりやすい情報提供を推進します。

<保健福祉局>



## ウ 国の保育制度の見直しを受けて

国においては、今後、一層の少子長寿化が進行し、本格的な人口減少社会の到来を前に、保育サービスの充実等の多様な働き方に対応した子育て支援の推進等の社会環境整備が進められているところです。こうした中で、社会保障審議会少子化対策特別部会においては、子育てを支えるサービスの大幅な拡充を図るため、次世代育成支援に関する給付・サービスを体系的、普遍的に提供し、必要な費用を社会全体で負担していく新たな制度体系の検討が進められ、2009（平成21）年2月に、今後の新たな制度体系の更なる検討に向けた議論の中間的な取りまとめとして、「第1次報告」が発表されました。

第1次報告では、①今後の保育制度の姿としての新たな保育の仕組み（例外ない質の確保された公的保育の保障、利用者と保育所の公的保育契約の締結等）、②放課後児童クラブの拡充、③すべての子育て家庭に対する支援の実施（一時預かり、地域子育て支援事業の拡充等）、④情報公開・評価の仕組み、⑤費用負担の在り方と財源確保の必要性などについて概括的な提言が行われ、この報告を受けて、特に検討項目が専門的かつ分量が多い保育分野について、少子化対策部会の下に2つの専門委員会が設置されるなど、具体的な検討が行われています。

また、国と地方自治体の役割分担についての徹底した見直しを検討する地方分権改革推進委員会が2009（平成21）年10月に発表した「第3次勧告」では、柱の一つである「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」の項目で、①認定こども園の設備・運営基準、②保育所の利用者基準（保育に欠ける要件）、③児童福祉施設の設備・運営基準（最低基準）が対象事項に掲げられました。これを受け、厚生労働省では、勧告の内容を最大限尊重し、地方分権を推進することとしましたが、保育等の質等に深刻な悪影響が生じかねないものに限り、例外的に全国一律の最低基準を維持することとしました。

さらに、2009（平成21）年12月8日に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」においては、保育の分野における具体的対策として、保育サービスの拡充等女性の就労支援による雇用の推進、幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革を掲げ、今後取り組んでいくこととされています。

こうした保育制度の見直しの動きは現在も進行している状況にありますが、京都市においては、これまで築いてきた保育水準を引き続き維持するとともに、保育サービスの更なる充実を図っていく必要があります。国の保育制度の見直しに当たっては、十分な保育の質が確保され、公的な関与が保障されるとともに、国において地方財政への配慮が十分なされることなどが必要であり、国の動向を注視していきます。



## (6) ひとり親家庭の自立促進 (ひとり親家庭自立促進計画)

### 現状と課題

#### ア ひとり親家庭をめぐる状況

わが国の母子寡婦対策は、戦後の戦争未亡人対策からはじまり、「児童扶養手当」や「母子寡婦福祉資金貸付」などの経済的給付を中心とした施策が重点的に実施されてきました。しかし、近年の離婚の増大によるひとり親家庭（とりわけ母子家庭）の増加を踏まえ、ひとり親自身の就労等による自立を促進し生活の安定と向上を図ることにより、子どもの健全な育成をめざすという新しい目的に対応できるよう、制度の再構築が図られつつあります。

京都市においても、近年、「高等技能訓練促進費事業」や「自立支援教育訓練給付金事業」などの就職に有利な資格取得を促進する事業を開始し、また、就業相談において家庭状況や個々の適性に応じた適切な助言を行う「就業・自立支援センター事業」の実施や子どもの「養育費」確保についての相談・支援体制の確立など、ひとり親家庭に対する様々な自立支援策を実施していますが、これらの施策の一層効果的な展開が求められています。

父子家庭については、母子家庭に比べて対象となる施策が少ない状況にありますが、様々な生活困難状況も報告されており、こうした課題への対応が必要となってきました。

#### イ ひとり親家庭の増加

京都市における離婚件数は、2002（平成14）年度の3,521件をピークに減少傾向にありますが、2007（平成19）年度においても2,919件と高い水準となっています。

このように高い水準にある離婚件数を背景として、京都市のひとり親家庭数は増加傾向にあり、2008（平成20）年度の推計世帯数は母子家庭で19,379世帯、父子家庭で2,258世帯となっており、2003（平成15）年度の推計世帯数（母子家庭16,615世帯、父子家庭2,251世帯）と比較すると、母子家庭では16.6%、父子家庭では0.3%の増加となっています。

ひとり親家庭となった理由について、「京都市ひとり親家庭実態調査」（以下「ひとり親家庭調査」という。）では、母子家庭については、「離婚」が78.4%（10年前の前回調査では69.3%）、「死別」が9.1%（前回調査15.0%）、父子家庭については、「離婚」が70.3%（前回調査55.9%）、「死別」が22.1%（前回調査33.4%）となっており、調査結果からも「離婚」によるひとり親家庭の増加傾向が一層顕著となってきていることがわかります。





### 京都市におけるひとり親家庭の状況

区分	平成15年度	平成20年度	増減率
母子家庭数	16,615	19,379	16.6%
父子家庭数	2,251	2,258	0.3%
全世帯数	639,745	671,261	4.9%

平成12年及び平成17年国勢調査結果に基づく推計

### ウ 子どもの養育と生活の状況

ひとり親家庭が困っていることに関して、ひとり親家庭調査では、母子家庭については、ひとり親家庭になった当時も現在も共に「生活費」が最も高くなっていますが、父子家庭については、ひとり親家庭になった当方が「家事」で、現在は「子どもの養育・教育」となっており、特に父子家庭について、子育てや家事についての支援が求められていることがわかります。前回調査と比較してもこの傾向に大きな変化はありません。

ひとり親家庭調査では、「昼間に就学前児童の世話をしている」のは、「保育所」が母子家庭で67.5%、父子家庭で38.5%と共に最も高くなっています。一方、「放課後等に小学校低学年児童の世話をしている」ところは、特に母子家庭で「児童館・学童保育所・共同学童保育所」が41.0%と高くなっています。

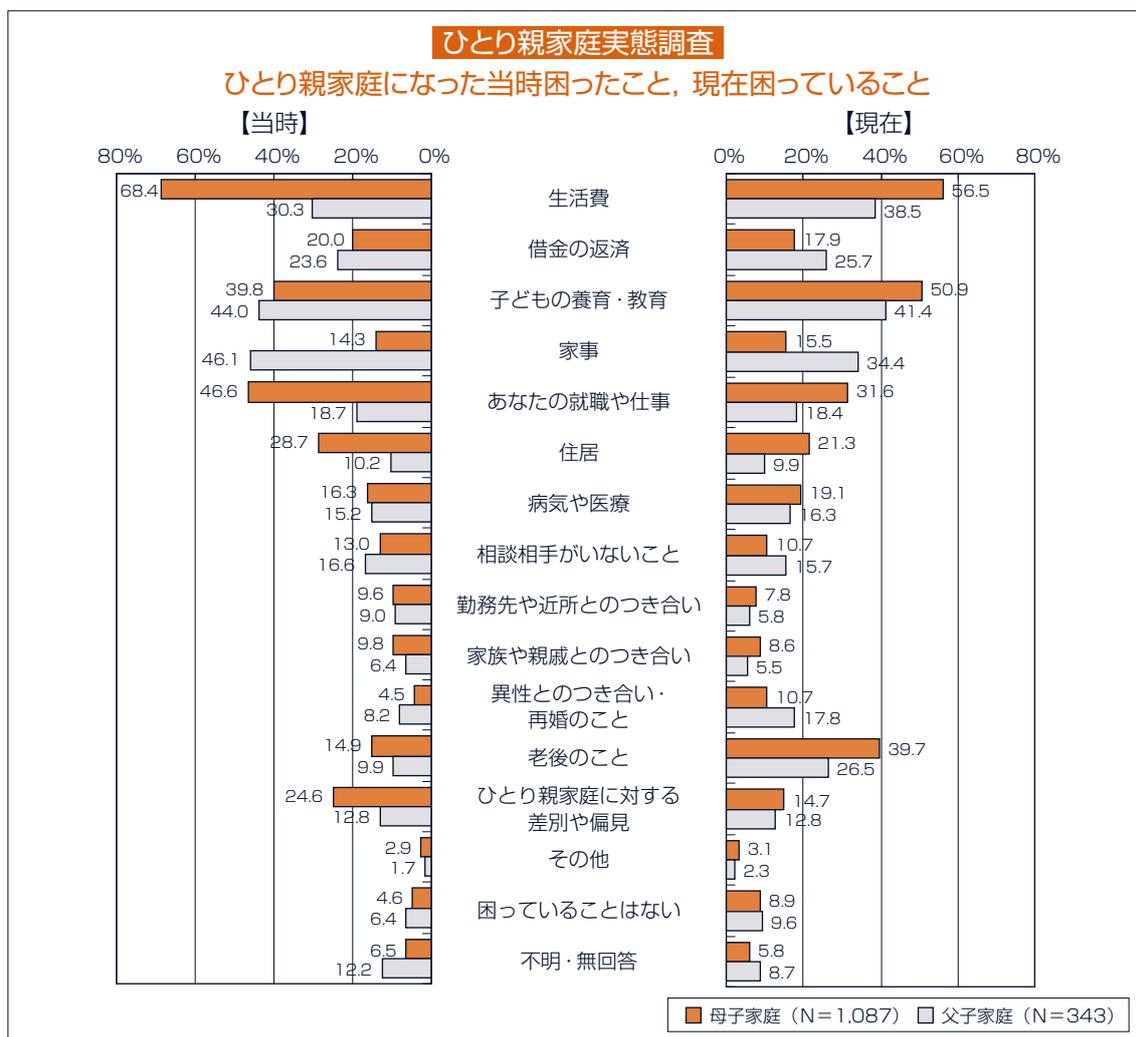
また、ニーズ調査において、ひとり親家庭の保育所等に関する要望については、他の世帯区分と比較して「病児・病後児保育の実施」及び「休日・祝日保育の実施」の割合が高くなっています。

ひとり親家庭が就業により自立を図るためには、保育所の利用がその前提となるため、保育所に入所しやすい環境づくりを進めるとともに、病児・病後児保育や休日・祝日保育等といった多様な保育サービスの提供が必要です。

さらに、子どもの養育において、他に頼る同居の親族が少ないひとり親家庭においては、出張や残業、病気などのために一時的に養育が困難な場合、児童養護施設等において子どもを預かる「子育て支援短期利用事業」(ショートステイ、トワイライトステイ)に頼らざるを得ない場合が多く、この制度の利用者に占めるひとり親家庭の割合が非常に高くなっており、同時に要保護児童の利用も多くなっています。

このように、ひとり親家庭にとっては、母子家庭や父子家庭に特有の課題に対応するための施策の推進も重要ですが、これらの世帯の生活を支える大きな後ろ盾となる一般的な子育て支援施策（保育所、学童保育所、ショートステイなど）の充実や地域の子育て支援力の強化なども同時に必要となっています。

住宅の状況については、ひとり親家庭調査では、「持ち家」の割合が母子家庭で27.3%、父子家庭で58.6%と、特に母子家庭で低くなっています。また、転居希望がある方のうち、母子家庭で62.6%、父子家庭で47.9%が公営住宅への転居を希望されており、生活基盤の安定のために、引き続き比較的低廉な家賃の公営住宅への優先入居を実施していくことが必要と考えられます。

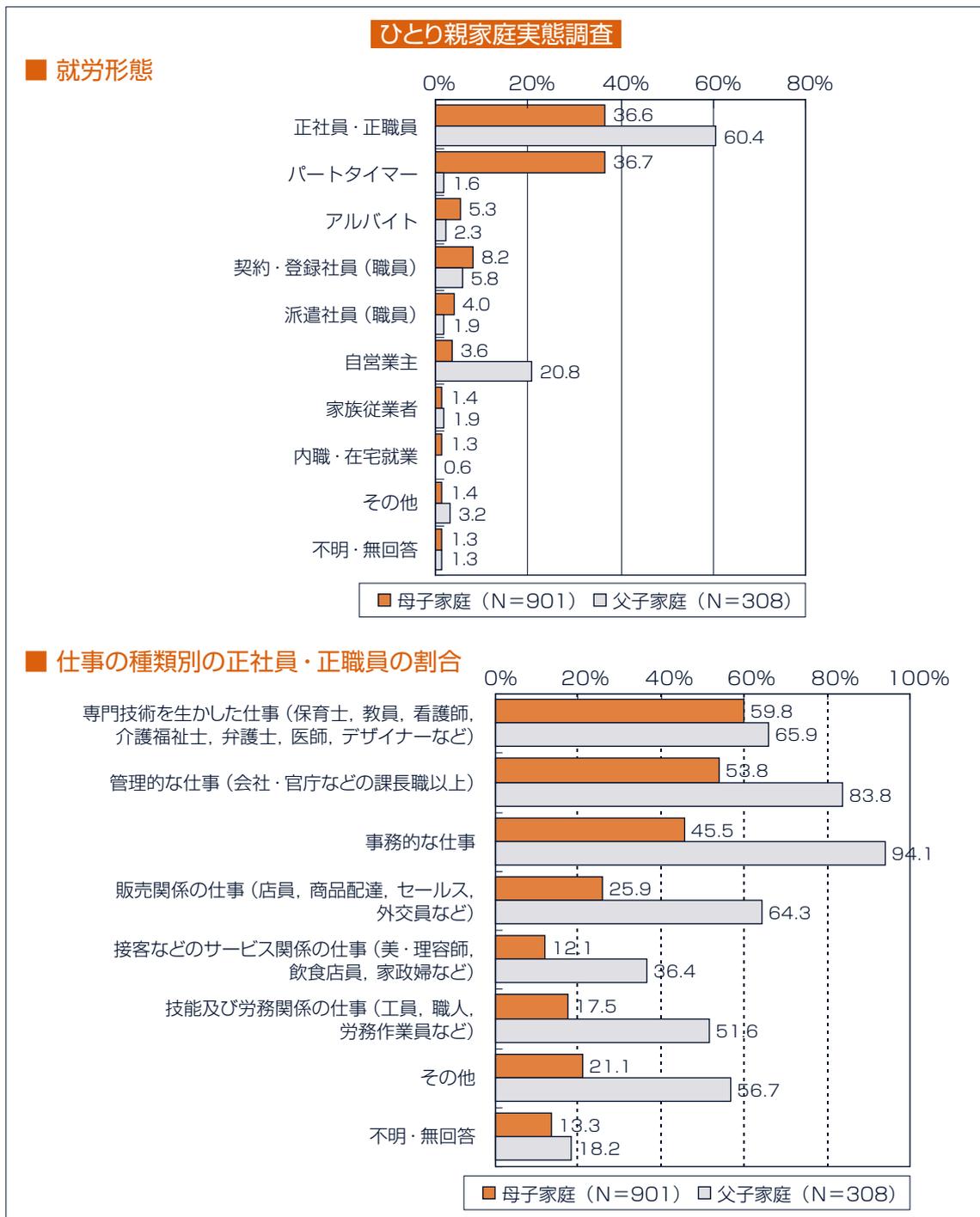


## エ 就業の状況

ひとり親家庭調査によると、ひとり親家庭の現在の就労率は、母子家庭、父子家庭共に80%を超えています。ひとり親家庭になったときの就労率は、母子家庭では54.2%となっています。また、現在の勤続年数についても、母子家庭では「10年未満」が79.8%となっていることから、母子家庭においては、ひとり親家庭になってから現在の仕事を始めた人が多いと思われます。こうしたことから、ひとり親家庭になった当初に、子育ての状況やこれまでの就労経験等、一人一人の状況に応じたきめ細やかな就労支援を行う必要があります。

就労形態についてみると、父子家庭では「正社員・正職員」が60.4%、「非正規社員」が11.6%となっているのに対し、母子家庭では「正社員・正職員」が36.6%、パートタイマー等の「非正規社員」が54.2%となっており、多くの母子家庭が不安定な雇用状況にあることがうかがえます。

しかし、仕事の種類別で見ると「専門技術を生かした仕事」については、母子家庭にあっても59.8%が「正社員・正職員」に就いていることから、専門技術に関する資格の取得が正社員としての就職に有効と考えられます。このため、この間実施されてきた「高等技能訓練促進費事業」など就職につながりやすい資格取得を支援する事業の一層の推進が必要です。



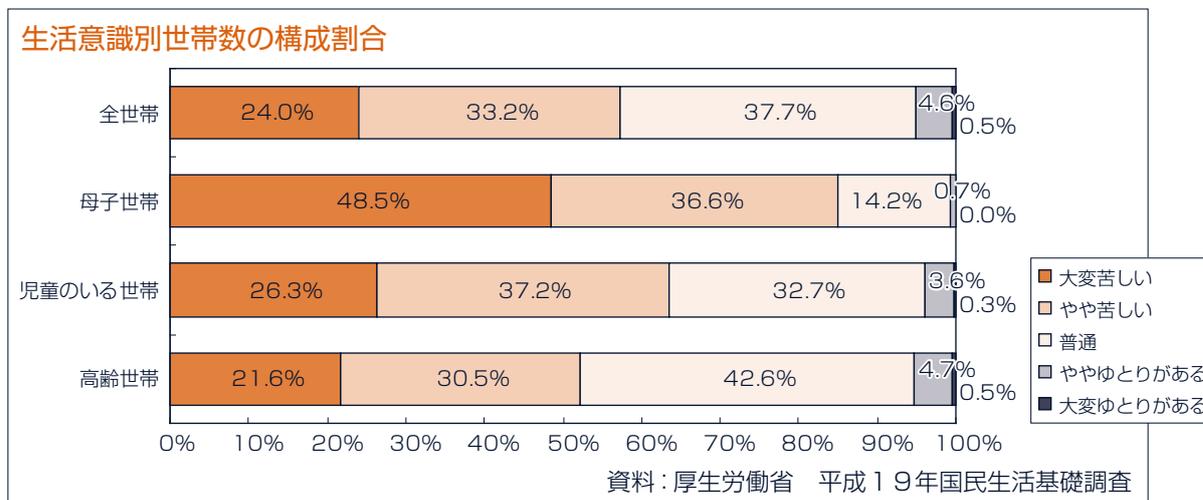
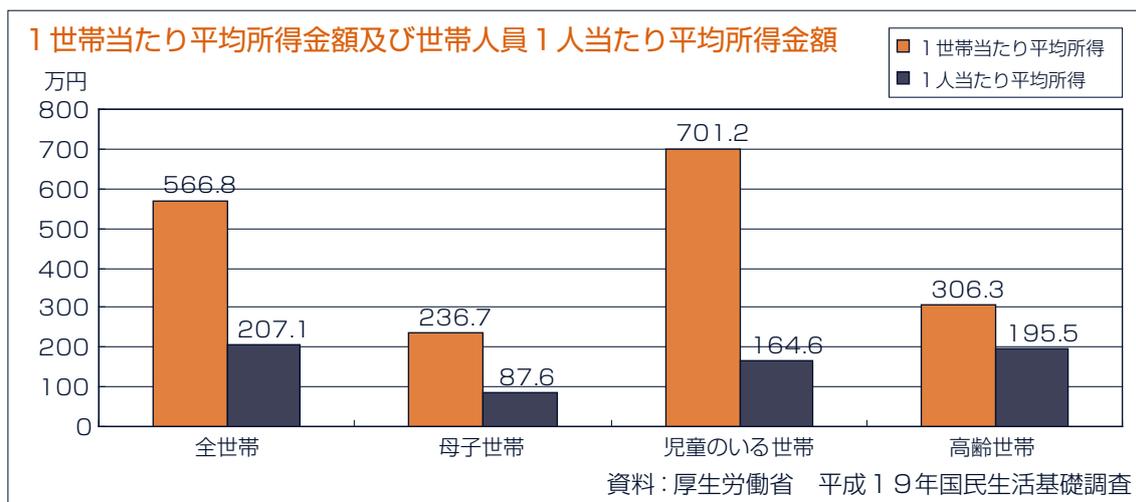
## オ 収入等の状況

厳しい母子家庭の就労状況を背景に、2006（平成18）年の全国の母子家庭の1世帯あたりの平均所得金額は236.7万円で、全世帯の566.8万円の約40%にとどまっており、一般の子育て世帯の701.2万円と比較すると約3分の1となっています（厚生労働省「平成19年国民生活基礎調査」）。京都市のひとり親家庭調査においても、2007（平成19）年の年収について、母子家庭の53.5%が200万円未満となっており、非常に低い所得水準となっています。

そのため、生活意識の上においても「苦しい」と感じている割合が、全世帯で57.2%であるのに対して、母子家庭では85.1%と高くなっています（「国民生活基礎調査」）。

一方、父子家庭については、年収が200万円未満と回答された世帯は17.5%にとどまっており、400万円～500万円の区分が多くなっています（「ひとり親家庭調査」）。

このような状況を背景に、京都市においては、生活保護を受給している母子家庭は増加傾向にあり、2009（平成21）年4月現在で3,444世帯となっており、母子家庭全体の17.8%を占めています。なお、生活保護については、2008（平成20）年度末に廃止された「母子加算」が2009（平成21）年12月から復活されたところであり、今後とも国の動向等について注視していく必要があります。



母子家庭等の経済的自立と生活の安定などを図るため、「母子寡婦福祉資金貸付」が実施されています。現在12種類の貸付金があり、扶養している児童の「修学」及び「就学支度」に係る資金を中心に、年間約700件の貸付が行われており、母子家庭の自立を支援するとともに、子どもの福祉の増進に大きな役割を果たしています。しかし、近年、他の貸付制度の充実などもあって、当該貸付件数は漸減傾向にあります。

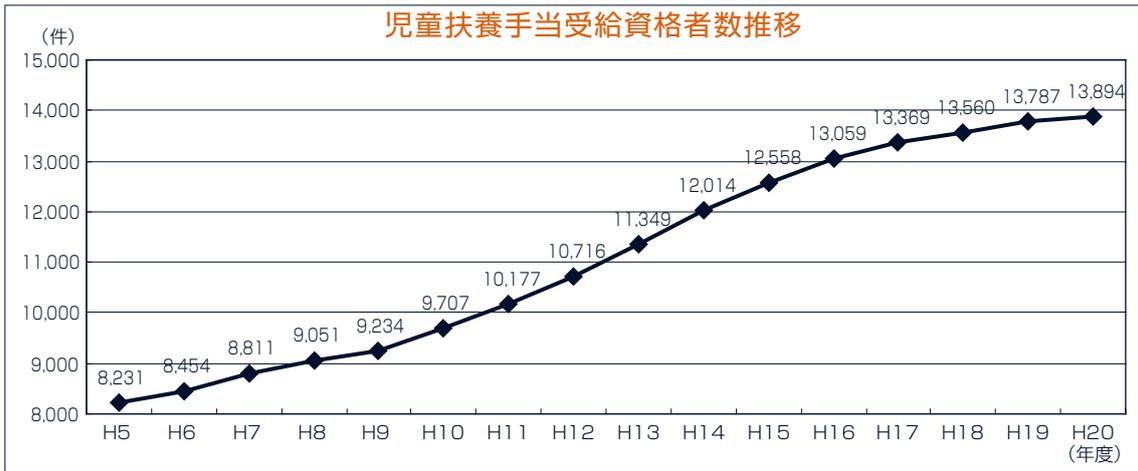
このような状況を踏まえて、2009（平成21）年6月の母子及び寡婦福祉法施行令の改正にあわせて、連帯保証人要件の緩和や、貸付利率の引下げが行われ、自立に向けた母子家庭等の資金需要により柔軟にこたえることができるよう、制度改正がなされています。

一方、貸付金の償還については、厳しい経済状況や雇用環境など様々な要因により、償還率が低下傾向にあります。母子家庭を取り巻く厳しい経済状況を踏まえつつも、制度の安定的な運営と借受人間の公平性の確保を図るためには、借受世帯への適宜の相談や指導など適切な対応が必要です。

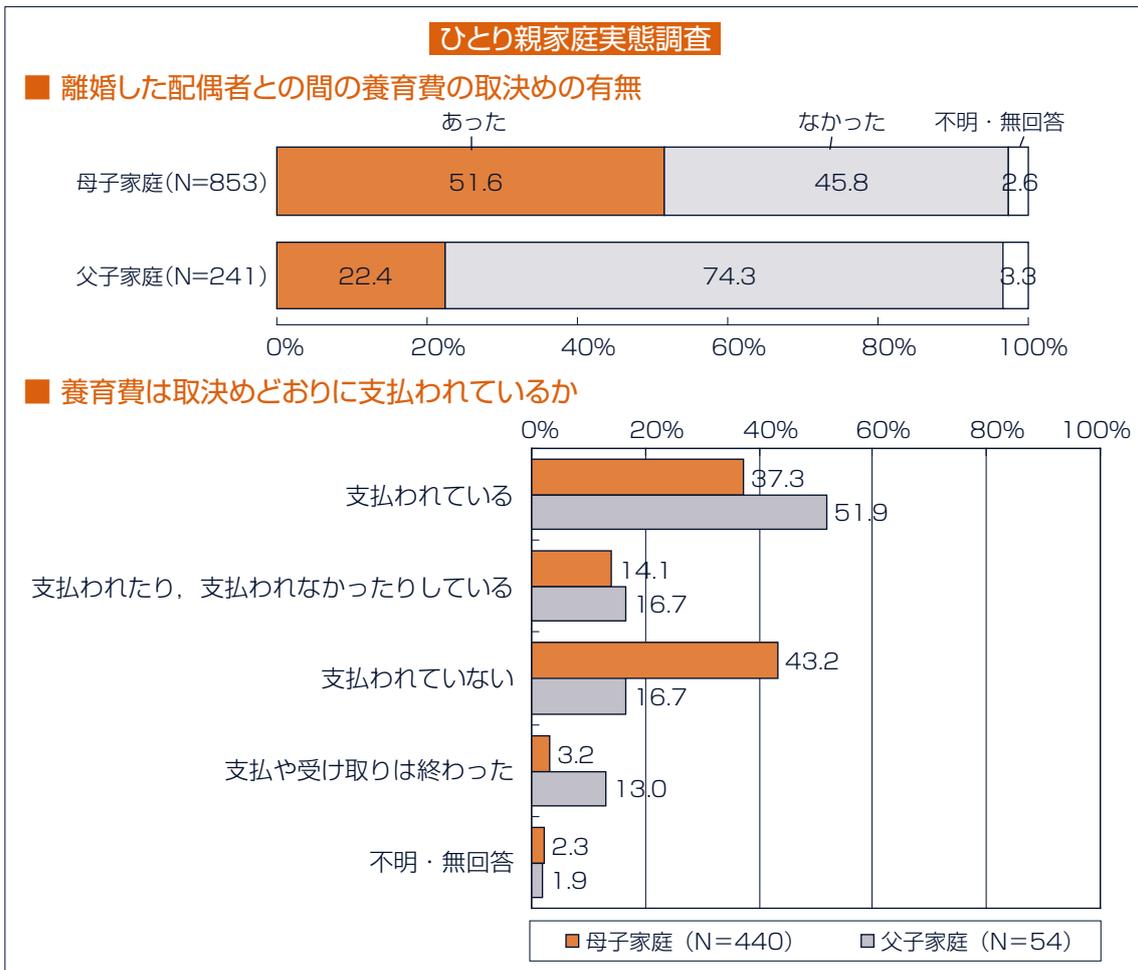
### 母子寡婦福祉資金別貸付件数

年 度	平成16年度(件)	平成17年度(件)	平成18年度(件)	平成19年度(件)	平成20年度(件)
事業開始	2	0	3	0	0
事業継続	0	1	1	1	0
修 学	722	647	588	560	522
技能習得	22	17	19	17	20
修 業	15	10	8	8	12
就職支度	0	0	0	0	0
医療介護	3	0	3	0	1
生 活	20	16	24	20	24
住 宅	2	0	1	2	1
転 宅	18	21	15	5	7
就学支度	203	191	179	149	121
結 婚	0	0	0	0	0
特例児童扶養	8	7	2	—	—
計	1,015	910	843	762	708

母子家庭の経済的生活を支える「児童扶養手当」については、離婚件数の伸びを背景にその受給者数が年々増加しており、2008（平成20）年度は13,894人となり、10年前（9,707人）の約1.4倍となっています。この制度は今後とも母子家庭の生活を支える基本的施策の一つになると考えられますが、国においては、平成22年度予算案に父子家庭への対象拡大が盛り込まれています。一般的には、父子家庭の所得は母子家庭と比較して高くなっていますが、ひとり親家庭調査においては、現在困っていることとして「生活費」を挙げている父子世帯も増加しており、国の制度改正に的確に対応していく必要があります。



「養育費」についてみると、離婚した配偶者との間に「養育費」の取り決めを行っている割合は、母子家庭では51.6%と半数を超えています。実際に取決めどおりに支払われている割合は、37.3%にとどまっています（「ひとり親家庭調査」）。収入の低い母子家庭にとって「養育費」の確保は非常に大きな意味を持つものであることから、離婚時の養育費の取決めの促進と、その履行の確保を図るため、養育費に関する啓発、情報提供と相談体制の更なる充実を図っていくことが必要と考えられます。



## カ 相談や情報提供の状況

ひとり親家庭調査では「子育てに不安を感じたときに気軽に相談できるところがあるので安心できる」という質問について、「思う」と答えた方は、母子家庭で22.7%、父子家庭で13.1%となっており、ニーズ調査における就学前児童保護者の48.8%、小学生児童保護者の41.1%と比較して低くなっています。核家族化の進行や地域の協力・共同関係の希薄化などにより、一般的に子育ての孤立化が進んでいますが、ひとり親家庭については、一般の子育て世帯と比較して気軽に相談できる相手が少なく、悩み等を抱えて孤立することがより多いと考えられます。

ひとり親家庭については、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことが多いことから、生活や子どもの養育に関することや、就労や収入に関することなど多岐にわたる悩みに応じたきめ細やかな相談や支援を気軽に受けられる体制を充実させる必要があります。昨今の経済状況、雇用状況の悪化やドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）事案の増大など、ひとり親家庭を取り巻く環境は複雑化しており、ひとり親家庭ごとに状況は微妙に異なっています。それぞれの状況に応じた、きめ細やかで充実した相談や支援を行うためには、母子福祉センター、福祉事務所、就業・自立支援センター、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所、ハローワーク等の関係する機関の緊密な連携と役割発揮による、総合的・計画的な対応が求められます。

各種施策の情報提供についても、きめ細かく丁寧に発信することが重要であり、インターネットなどの媒体を積極的に活用したリアルタイムな情報発信なども行っていく必要があります。

また、ひとり親家庭調査によると、行政施策への要望として「ひとり親家庭に対する偏見のない世の中をつくる」を回答した方は、母子家庭で22.8%と前回調査の37.2%より14.4ポイント減っており、ひとり親世帯に対する社会の見方・対応は徐々に改善されている状況がうかがえますが、同調査の住民実感においては、「世間には、ひとり親家庭に対する偏見があると思う」という質問に対して、「思う」と答えた方は、母子家庭で47.4%となっており、社会の偏見を感じているひとり親家庭もいまだに多く、こういった人権に対する配慮や啓発の推進が求められます。

## キ 「京都市母子福祉センター」について

ひとり親家庭の親と子とその心身の健康を保持し、生活の向上を図るための総合的自立支援施設である「京都市母子福祉センター」については、これまで、その規模や施設内容から、近年の複雑・多様化するひとり親家庭に関する課題に対して十分に対応できていませんでしたが、2009（平成21）年4月に左京区北山に移転再整備が行われ、ひとり親家庭に関する相談や交流をはじめ、自立に向けた支援事業に総合的に取り組む拠点として、大きく機能の充実が図られました。

母子福祉センターは、京都市におけるひとり親施策推進の中核的施設として、相談、研修、交流事業、就業支援など、ひとり親家庭の課題に対応した様々な施策展開が求められています。これまで母子福祉センターそのものの認知度が低く、事業展開も限られた範囲のものでしたが、今後は、事業展開の拡大を図るとともに、併設されている児童館との連携を深め、市民が気軽に利用し、相談・交流できる仕組みづくりが求められています。また、京都市におけるひとり親の総合的自立支援施設として、母子家庭にとどまらず、父子家庭に対する支援の拠点としての取組も一層強化・推進していく必要があります。

## ク 母子生活支援施設について

経済的な困難、子どもの養育についての不安、病気や障害などの困難な課題を数多く抱える母子家庭に対して、安全で安心できる生活の場を提供し、子育てや生活の支援と共に自立に向けた就労支援を行う母子生活支援施設は、母子家庭が増加するとともに、一層重要な役割を果たしています。2005（平成17）年9月には山科区に京都市内4箇所目の母子生活支援施設が開設され、それまでの地理的偏在の緩和が図られるとともに、DV等により保護が必要な母子の増加に対応してきています。

近年、母子生活支援施設については、DVを理由とする入所者が増加しており、これに伴い市町村を超えた広域入所が増加しています。また、精神疾患や心身に障害のある母子、発育に問題のある子どもや虐待を受けた子どもの入所が増えていることなどから、入所者の状況に応じた多様な重層的な支援を行う必要があります。

このような多様な入所者に対して自立に向けたきめ細やかな支援を行うためには、施設職員をはじめ、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、保育所等の関係機関の一層の連携強化が必要です。

## ケ ドメスティック・バイオレンス（DV）について

母子生活支援施設入所者の多くがDVを理由としたものであることや、ひとり親家庭調査において、離婚を決意した主たる要因として、「暴力を振るう」と答えた方が、父子家庭の0.8%に対して、母子家庭では8.3%と高くなっていることなどから、関係機関が連携して、DV被害者に対する適切な支援を行う必要があります。また、配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDVに関する相談は増加傾向にあり、2008（平成20）年度は3,623件、また一時保護件数は122件となっています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）においては、DVを犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると位置付けるとともに、暴力の防止、被害者の保護、また自立支援について定めています。また、2007（平成19）年の法改正により、市町村に対して、DV基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務が定められました。

京都市においてはこれまで、2005（平成17）年4月に開設された民間シェルターへの補助や母子生活支援施設での緊急一時保護をはじめ、DV被害者自立支援講座の開催などの取組を実施してきましたが、DVに関する相談件数が増加する中、更なる支援の充実に取り組む必要があります。

また、女性の人権保護のための体制を総合的に構築するために24の機関により構成される「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」や、DVの防止に関する各種施策を円滑に推進するための「女性に対する暴力の防止に関する庁内連絡会議」などにより、関係機関の連携が図られていますが、DVの防止及び迅速かつ効果的な被害者の支援を実施するため、関係機関の連携を更に強化していく必要があります。

### 施策を展開する今後の方向性

ひとり親家庭への支援については、2002（平成14）年に母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法等が改正され、それまでの「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換したところであり、京都市においても就業・自立に向けた様々な施策を実施していますが、今後とも、ひとり親家庭の実態やニーズに応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であり、保育所、学童クラブ、子育て支援短期利用事業などの子育て支援施策の充実と合わせて、延長保育、一時保育、休日保育などのひとり親家庭のニーズに応じた多様なサービスの提供を行います。

ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、就業相談をはじめ就業セミナーや技能講習等の総合的な就業支援を充実させるとともに、ハローワーク等の関係機関とも連携してきめ細かな支援を推進します。また、正社員としての就職につながりやすい資格取得を支援する「高等技能訓練促進費事業」等の一層の推進が必要です。

児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付等の経済的支援策については、制度の更なる周知を図るとともに、母子家庭の自立の促進につながるよう効果的な運用を行います。また、養育費の確保については、一層の啓発や情報提供を行うとともに、専門家による法律相談を推進していきます。

ひとり親家庭の自立に向けた支援を効果的かつ総合的に実施していくためには、関係機関の連携の強化と関係職員の資質の向上が必要です。また、京都市母子福祉センターについては、父子家庭も含めたひとり親家庭の総合的自立支援施設として、より一層きめ細やかな相談と支援を行うことができるよう施策の充実を図るとともに、更なる周知及び利用の促進に努めます。

また、父子家庭に対する支援については、これまで国の施策が母子家庭中心であったことから、必ずしも十分ではありませんでした。今後、国の動向にも留意し、母子家庭への支援と合わせて父子家庭への支援の充実を図るとともに、各種施策が十分活用されるよう、これまで以上に積極的かつ効果的な情報発信を行います。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策，**000**＝推進施策）

### ① 子育て・生活支援

ひとり親家庭の自立にとって、安心して子育てと仕事が両立できることが必要です。そのために、子育て支援施策を推進するとともに、生活基盤の安定のための生活面での支援を推進します。

#### **090** 保育所や学童クラブ事業などの保育サービスの一層の充実 再掲 (P.65)

「第3章(1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり」に記載 (P.65)

#### **091** 病後児保育の実施箇所及び実施機関の拡大並びに病児保育の実施 **新規** 再掲 (P.93)

「第3章(5) 安心して子育てできる保育サービスの充実」に記載 (P.93)

#### **092** 子育て支援短期利用事業（ショートステイ，トワイライトステイ）の実施

<保健福祉局>

#### **093** ファミリーサポート事業の推進 再掲 (P.60)

「第3章(1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり」に記載 (P.60)

#### **094** ひとり親家庭日常生活支援事業の推進

<保健福祉局>

#### **095** ひとり親家庭生活支援事業（生活支援事業，ファミリーネットワーク事業）の推進

<保健福祉局>

#### **096** 母子生活支援施設への入所

<保健福祉局>

#### **097** 市営住宅優先入居制度の充実（父子家庭への拡大）と情報提供の推進

<保健福祉局，都市計画局>

### ② 就業支援

ひとり親家庭の経済的自立にとって、就業は大変重要であり、就業・自立支援センターを核とした総合的な就業支援を推進するとともに、就業につながる資格等の取得に向けた支援を推進します。

#### **098** 就業相談から就業支援講習会，就業情報の提供まで一貫した就業支援を行なうための就業・自立支援センター事業の充実（父子家庭への拡大）

<保健福祉局>

#### **099** ハローワークと連携した自立支援プログラム事業の推進

<保健福祉局>

#### **100** 高等技能訓練促進費事業の拡充

<保健福祉局>

### ③ 経済的支援及び養育費の確保

他の世帯と比較して、収入の低いひとり親家庭について、経済的支援は重要であり、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付等について、制度の周知を図るとともに、母子家庭の自立の促進につながるよう効果的な運用を行います。また、養育費の取決めの促進と履行の確保を図るために、養育費に関する情報提供ときめ細やかな相談を推進します。

**101 児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付等の各種制度施策情報の周知徹底**

<保健福祉局>

**102 母子寡婦福祉資金貸付のより効果的な運用**

<保健福祉局>

**103 母子家庭等医療費支給制度の推進**

<保健福祉局>

**104 養育費に関する啓発及び情報提供の推進**

<保健福祉局>

**105 養育費の確保に関する特別相談（弁護士による法律相談）の推進**

<保健福祉局>

**④相談・支援機能及び情報提供の充実強化**

きめ細やかな相談・支援を行うため、関係職員の資質の向上及び関係機関の連携強化に取り組めます。また、各種施策について積極的な活用を促進するために、情報発信及び啓発の強化に取り組めます。

京都市のひとり親家庭支援の拠点である母子福祉センターについて、更なる機能の充実と利用促進に取り組めます。

DV被害者の自立支援についても、引き続き関係機関と連携を図り、適切な支援に取り組めます。

**106 ひとり親家庭の相談・支援にかかわる職員の研修の充実等による資質の向上**

<保健福祉局>

**107 ひとり親家庭にかかわる関係機関の連携強化（福祉事務所、母子福祉センター、就業・自立支援センター、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所、ハローワーク等）**

<保健福祉局>

**108 各種施策のリーフレットやパンフレット等の効果的な活用**

<保健福祉局>

**109 ひとり親家庭施策のホームページを通じた情報発信等の充実**

<保健福祉局>

**110 父子家庭を対象としたパンフレットの作成** 新規

<保健福祉局>

**111 父子家庭への積極的な情報発信** 新規

<保健福祉局>

**112 母子福祉センターだより（仮称）の発行による情報発信** 新規

<保健福祉局>

**113 母子福祉センターのより親しみやすい名称への変更の検討** 新規

<保健福祉局>

**114 DV対策の充実** 再掲 (P.42)

「第2章 (1) 児童虐待対策の推進」に記載 (P.42)